

令和 6 年 10 月 3 日

日本学生野球憲章違反行為に関する処分基準案

処分基準制定委員会

委員長 辻村 哲夫

第 1 処分基準案提案に至る経過

- 1 日本学生野球憲章(以下「憲章」といいます。)第 5 条は、「学生野球団体、野球部、部員、指導者、審判員、学生野球団体の役職員及び審査員」に対して、「本憲章及び関係する学生野球団体の定める規則を遵守する義務」を科しています。憲章第 5 条の義務違反行為に関しては、「注意・嚴重注意」・「処分」の措置により、是正を求めることとしております。

日本学生野球協会は、違反行為に対しては、これまでは過去の事案の集積に基づき先例に従い適正な処分等を実施してきました。しかしながら、どのような憲章違反行為に対して、どのような「注意・嚴重注意」・「処分」及び「付随的指導」の運用をとるべきかについての公開された基準は存在しませんでした。

- 2 スポーツ庁スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞(2023 年 9 月 29 日改訂版、以下「ガバナンスコード」といいます。)は、

「原則 10 懲罰制度を構築すべきである。

(1) 懲罰制度における禁止行為、処分対象者、処分の内容及び処分に至るまでの手続を定め、周知すること。

(2) 処分審査を行う者は、中立性及び専門性を有すること。」(ガバナンスコード 12 頁)

と定めています。原則 10 については次のとおり補足説明がなされています。

「処分内容の決定は、行為の態様、結果の重大性、経緯、過去の同種事例における処分内容、情状等を踏まえて、平等かつ適正になされることが望まれる。規程におい

て、あらかじめ明確かつ具体的な処分基準を定め、処分内容の決定に当たっては原則として当該基準に従うことが望まれる。」(ガバナンスコード 47 頁)

3 日本学生野球協会は、前項のガバナンスコードの要請に対応して、「処分基準」を作成し公表する必要を認め、令和 5 年 9 月 20 日、処分基準制定委員会(以下「本委員会」といいます。)を設置しました。

4 本委員会は、令和 5 年 10 月 10 日に第 1 回委員会を開催し、令和 6 年 9 月 30 日までに 8 回の委員会を開催し

① 憲章違反行為に対する「注意・厳重注意」・「処分」及び「付随的指導」の運用の現状を分析し、

② その問題点を抽出し、

③ あるべき処分基準案を検討し、

本処分基準案をまとめました。なお、本委員会の実務作業を担当するワーキンググループは、本委員会とは別に 10 回開催されています。

このような経過を踏まえて、本処分基準案を提案したものです。

5 本処分基準案については、10 月 3 日から 10 月 23 日までの期間で意見公募を行い、意見を踏まえて第 2 次案を提案する予定です。第 2 次案についても意見公募を実施し、さらに必要な修正を加えて、日本学生野球協会内の必要な手続を経て、令和 7 年 4 月から施行する予定としております。

6 なお、処分基準制定委員会における議論の中で、次の改定・制定も必要との結論となり、処分基準案と共に意見を公募することとなりました。

(1) 日本学生野球憲章の一部改定案

(2) 「注意・厳重注意及び処分申請等に関する規則」一部改定案

(3) 部員の憲章違反行為に対する「注意・厳重注意」・「処分」及び「付随的指導」の運用内規案

(4) 部員の憲章違反行為と野球部への措置の運用内規案

(5) 「注意・厳重注意」及び「処分」結果の公表基準ガイドライン案

これらも必要な手続を経て、令和 7 年 4 月から施行できるように準備をしております。

第 2 処分基準の基本的な視点

1 従前の運用との関係

- 1 日本学生野球協会審査室において審理対象となる事案の多くは高校野球事案であり、かつ、日本学生野球協会審査室においては、憲章違反行為に対する処分内容については処分請求者である日本高等学校野球連盟の意見を尊重して決定する運用がなされてきました。
- 2 日本高等学校野球連盟の処分請求は、これまでの処分請求事案の蓄積に基づき、平等原則と比例原則に基づき行われておりました。

〔説明〕

- ・ 平等原則 違反行為に対する制裁は、同じ違反行為に対しては、同じ種類、同じ程度の制裁であるべきとする原則
- ・ 比例原則 違反行為に対する制裁は、違反行為の重大さに比例して制裁が重くなるという原則

- 3 本委員会は、制裁の内容とその程度を総合的に判断した場合に、日本高等学校野球連盟の処分請求に基づく現在の日本学生野球協会審査室の処分は、相当な結論となっていると評価しています。

しかし、処分基準を明示することに加えて、従前の運用の処分内容・処分の決定方法について改善する必要があるという指摘も多数あり、それぞれの指摘について検討し、以下のような基本的な検討をしました。

2 憲章違反類型による標準的処分と加減要素の整理

- 1 指導者の暴力、不適切な言動(ハラスメント)等の類型ごとの基準となる処分内容を定めました。
- 2 不適切な言動(ハラスメント)等についての検討

不適切な言動(ハラスメント)等は、自死という重大な結果に至る場合もあります。そこで、不適切な言動(ハラスメント)等について、結果の重大性と制裁内容とが均衡するように配慮しました。

3 他のスポーツ団体の処分内容との均衡の検討

(1) スポーツ指導上の暴力・不適切な言動(ハラスメント)等に対して、他のスポーツ団体による制裁と日本学生野球協会の処分との均衡を検討しました。

(2) スポーツ指導上の暴力・不適切な言動(ハラスメント)等に対して、日本スポーツ協会の「指導者資格の停止期間」は、日本学生野球協会の「謹慎期間」よりも長くなっています。

(3) しかしながら、日本スポーツ協会の指導者資格の停止によりスポーツ指導者が行えない活動が限定的であるのに対して、日本学生野球憲章の謹慎処分は「野球部活動にかかわることの禁止」という措置であり、指導者資格の停止に比較して、制裁内容が重くなっています。

(4) 制裁内容の質と内容を考慮すると期間については、現状が相当であるとの結論となりました。

4 典型的な加減要素と加減の幅を定めました。

(1) 従前は、類似した過去の処分例を検索して加減要素を判断していました。この方法ですと、類似した過去の処分例をその都度検索する必要があり、判断までの作業量が多くなるという問題点がありました。

(2) そこで、判断を容易にするために、過去事例から加減要素と加減の考え方を抽出し、明文の「処分基準」として整備し、容易に平等原則・比例原則にしたがった判断ができるようにしました。

3 法令違反行為でもある憲章違反行為に対する日本学生野球協会の制裁の必要性

1 憲章が同憲章に基づく制裁を科すのは、「学生野球団体、野球部、部員、指導者、審判

員、学生野球団体の役職員及び審査員」が憲章を遵守することを目的としています。

- 2 「部員、指導者」による法、条例及び規則違反は、国、地方公共団体における制裁の対象であり、さらに重ねて学校等における措置の対象となっています。

憲章は「学生野球の基本原理」の一つとして、「学生野球は、法令を遵守し、健全な社会規範を尊重する。」(第2条第3号)と定めているため、刑法等の法律及び地方公共団体の条例及び規則違反は、同時に、憲章違反行為でもあります。

- 3 前項の違反行為に対して、国、地方公共団体及び学校等が制裁等を科し、さらに、日本学生野球協会が憲章違反行為として制裁を科すことは可能です。

しかしながら、

- それぞれの制裁を併科することが相当と考えるか、
 - いずれかの制裁を優先し、他の制裁は謙抑的な運用とすべきであるか、
- については検討すべき課題であり、この点について整理をしました。

- 4 「部員、指導者」の憲章違反行為に対して、日本学生野球協会が関与する必要性は次のとおりです。

(1) 違反行為の場面との関係で大別すると、

- 野球部活動中の行為、
- 野球部活動と関連がある行為、
- 野球部活動と無関係な行為、

に分類できます。憲章が、学生野球活動における規範であることに照らせば、

ア 「野球部活動中の行為」についての憲章違反行為について、日本学生野球協会が関与する必要性が最も高く、

イ 「野球部活動と関連がある行為」⇒「野球部活動と無関係な行為」の順に日本学生野球協会が関与する必要性は低下します。

- (2) 野球部とは無関係な私的活動の場面であっても違反性が重大である等の事情から日本学生野球協会が関与しなければならない場面は生じます。

例示すれば、行為自体が、①殺人等の重大な刑法犯罪、②犯罪類型が教育との関

係で重要な影響を与えると判断される薬物犯罪・性犯罪等です。これらの犯罪が野球部活動と無関係な場面で行われた場合でも、このような犯罪行為を行った者については、更生がなされるまでは、学生野球活動に関与させることなく、憲章の基本原則に基づく学生野球を守る必要があります。

ただし、除名処分は、学生野球からの永久追放の制裁であり、更生の可能性がないと判断された場合の処分であり、処分内容の変更・解除の手続きは予定されていません。

これは、学生野球は、国民が等しく教育を受ける権利を実現すべき学校教育の一環であるため、適正な教育という視点から、予防的に必要とされる措置です。

(3) 一方で、野球部とは無関係な私的活動の場面における社会的規範の違反行為で、その違反が軽微なものであり、かつ、野球部活動との関係性が希薄な場合には、社会的なルールによる制裁に任せ、学生野球団体が独自に制裁を科すことは謙抑的であることが相当である場合もあります。例えば、交通違反等の行政法違反行為、刑事罰の対象であっても交通事故のような過失犯であって被害も軽微な事案では、憲章に違反すると評価されるものの、その全てを憲章違反行為として制裁を科すのは相当ではありません。現在の審査室の運用においても、このような配慮はなされているところです。

(4) 下表で言えば、日本学生野球協会が関与する必要性は、

$A > (B \text{ or } C) > D$ となります。

日本学生野球協会の処分基準を考える上での要素

		日本学生野球憲章違反行為の重大性	
		大	小
日本学生野球憲章違反行為 と野球部との関係性	大	A	B
	小	C	D

4 教育機関において教育を受ける対象である生徒・学生の憲章違反行為と日本学生野球協会としての制裁の必要性

- 1 成長過程にある生徒・学生が憲章違反行為を行った場合で、その違反行為が、法、条例及び学校等の規則違反となる場合の扱いにおいては、教育的な配慮が求められます。
- 2 刑事事件においては、起訴便宜主義がとられ、生徒・学生の法律違反・条例違反行為については、学校等や家庭において是正をする措置を優先し、生徒・学生が起訴される例は多くありません。例えば生徒・学生の万引き行為は、窃盗行為として刑法上の犯罪となりますが、起訴に至る事案は多くなく、学校等の規則に照らした指導あるいは制裁による更生や、家庭での教育に任せる運用がなされています。

〔説明〕

起訴便宜主義とは、検察官に起訴・不起訴について裁量を認める制度です。刑事訴訟法では、犯罪の嫌疑はあるものの、起訴する必要がないと判断した場合には、起訴猶予処分として刑事裁判を提起しないことを認めています。

- 3 同様に、生徒・学生が憲章違反行為を行った場合で、その違反行為が、法、条例及び学校等の規則違反となる場合について、全てを憲章違反行為として日本学生野球協会が制裁を科さないで、学校等の規則に照らした指導あるいは制裁による更生や、家庭での教育に任せる運用をすることが相当と評価されます。前項と同様の教育的配慮に基づき、一次的には、教育機関の判断に委ね、憲章違反としての制裁を謙抑的に運用することが相当です。

この点については、従前明確な運用基準が示されていなかったため、新たに、憲章違反行為の類型の中で運用基準を示すこととしました。

5 きめ細かい謹慎期間の選択

- 1 指導者等に対する謹慎処分は、現行では1つの違反行為に対しては、①1か月、②3か月、③6か月、④1年、⑤それ以上の有期の謹慎は2年まで、⑥2年を超える謹慎は無期謹慎(無期謹慎は一定期間経過後解除申請が可能であり、不定期の謹慎処分)

す。)という運用でした。

- 2 このような運用では、「2 か月の謹慎」が選択できないため「1 か月の謹慎」とするか「3 か月の謹慎」とするかをいずれかを選択しなければならず、平等原則と比例原則にしたがい、きめ細かい処分とすることができないという問題がありました。
- 3 有期の謹慎期間は、1 か月単位で選択できることとし、きめ細かい謹慎期間の選択を可能としました。

6 複数憲章違反行為等の場合の処分内容を決めるための考え方の整備

複数憲章違反行為、過去に憲章違反行為で処分を受けている場合等について、処分内容を決めるための考え方を整理しました。

7 部員の憲章違反行為に対する「注意・嚴重注意」、「処分」及び「付随的指導」の運用内規の整備

- 1 部員の個人としての憲章違反行為に対する「注意・嚴重注意」、「処分」及び「付随的指導」の運用は下表のとおりとなっています。

現在の「部員」の憲章違反行為に対する対応

場面	措置
野球部としての違反行為ではなく、部員の違反行為として評価する場合	①憲章第26条に基づき、野球部に対する注意・嚴重注意(第1項)とし、 ②付随的指導(第4項)として、当該校野球部が当該違反行為に関与した部員を一定期間又は特定の公式試合・大会に出場させない措置
野球部としての違反行為と評価する場合	野球部に対する憲章第27条に基づく処分。多くは一定期間の対外試合禁止の措置。

注)公式試合・大会とは、学生野球団体が主催する試合・大会である。

- 2 部員の個人としての憲章違反行為に対して、野球部に対する「注意・嚴重注意」あるいは野球部に対する「対外試合禁止処分」をすることは、憲章違反行為をした部員のみならず、憲章違反行為をしていない部員に不利益を科すことになり、不合理な処分である

という指摘があります。いわゆる「連帯責任」の問題です。

- 3 この点については、詳細な検討をして、「部員の憲章違反行為と野球部への措置の運用内規」を定めることで、適切な運用とすることを提案しています。

第3 指導者等に対する処分基準－謹慎期間の決定方法

1 総論 謹慎期間決定の方法と順序

憲章違反行為に対する処分の種類が謹慎である場合は次の順序で判断します。

- (1) 個々の憲章違反行為の類型別の標準謹慎期間の決定
- (2) 個々の憲章違反行為の類型別加減要因を考慮した謹慎期間上下限の決定
- (3) 憲章違反行為の類型に共通した加減要因を考慮した謹慎期間上下限の決定
 - ア 学生野球団体の役員等としての加重
 - イ 憲章違反行為者が、自ら憲章違反行為を申告したとしての軽減
 - ウ 過去に憲章違反行為として処分された者が再び憲章違反行為をした場合の加重
 - エ 憲章違反行為者が既に社会的制裁を受けているとしての軽減
- (4) 憲章違反行為が複数ある場合または継続性常習性が認められることによる加重
- (5) 謹慎期間上下限内での謹慎期間の決定

なお、謹慎期間上下限の決定に当たり共通する原則は以下のとおりです。

(1) 謹慎期間の上限の決め方

- 1 有期の謹慎期間に対して加重を行う場合、上限に倍率を乗じるものとします。倍率を乗じた後の期間が2年を超える場合、無期謹慎とします。
- 2 無期謹慎に対して加重を行う場合、除名とします。

(2) 謹慎期間の下限の決め方

- 1 有期の謹慎期間に対して軽減を行う場合、下限に倍率を乗じるものとします。
- 2 無期謹慎に対して軽減を行う場合、謹慎2年とします。

- 3 除名に対して軽減を行う場合、無期謹慎とします。

(3) 謹慎期間の上下限に1か月未満の期間が生じる場合

加重軽減要素を考慮することで、謹慎期間の上下限に1か月未満の期間が生じる場合には、次のとおりとします。

- 1 謹慎期間下限については、1か月未満の期間を切り捨てた期間とします。
- 2 謹慎期間上限については、1か月未満の期間を切り上げた期間とします。

2 各論(1) 個々の憲章違反行為について、憲章違反行為の類型別に定められた基準となる謹慎期間の決定

- 1 憲章違反行為の類型別に定められた基準となる謹慎期間を決定します。
- 2 加減要因がない場合は、基準となる謹慎期間がそのまま適用されます。その後の判断過程は必要ありません。

〔具体例〕 事例 A-1

〇〇高校野球部は、〇月〇日午後〇時頃、グラウンドでの練習中、部員 A(当時高校1年生)が打球の捕球をしばしば失敗した。監督は部員 A をベンチ前に呼び、その場で指導した。部員 A が集中して指導を聞いているように思えなかった監督は、部員 A の右頬を平手で1回殴打した。殴打を受けた部員 A は特段傷害を負わなかった。

〔謹慎期間の決定方法〕

「指導者による暴力」(処分基準案別紙 2)の基準に該当する行為であり、他の加減要因もないので謹慎1か月となります。

3 各論(2) 個々の憲章違反行為について、憲章違反行為の類型別加減要因を考慮した謹慎期間上下限の決定

憲章違反行為の類型別加減要因がある場合は、以下のとおり謹慎期間上下限を算出し

ます。

(1) 憲章違反行為の類型別に定められた加重要因のうち 1 つの要因に該当する場合

憲章違反行為の類型別に定められた加重要因で定めている謹慎期間上下限が適用されます。加重要因は、上限下限ともに考慮されます。

〔具体例〕 事例 A-2

〇〇高校野球部は、〇月〇日午後〇時頃、グラウンドでの練習中、部員 A(当時高校 1 年生)が打球の捕球をしばしば失敗した。監督は部員 A をベンチ前に呼び、その場で指導した。部員 A が集中して指導を聞いているように思えなかった監督は、手にしていたノックバットで部員 A の左前腕を叩いた。部員 A は特段傷害を負わなかった。

〔謹慎期間上下限の決定方法〕

- a 「指導者による暴力」(処分基準案別紙 2)に該当する行為であり、謹慎 1 か月が基準となります。
- b 「野球の用具を使用した場合」という行為態様の悪質性を考慮して、謹慎期間上下限は、1 か月～3 か月となります。

(2) 憲章違反行為の類型別に定められた加重要因の複数に該当する場合

憲章違反行為の類型別に定められた加重要因の複数に該当する場合、最も重い加重要因の謹慎期間上下限とします。

〔具体例〕 事例 A-3

〇〇高校野球部は、〇月〇日午後〇時頃、グラウンドでの練習中、部員 A(当時高校 1 年生)が打球の捕球をしばしば失敗した。監督は部員 A をベンチ前に呼び、その場で指導した。部員 A が集中して指導を聞いているように思えなかった監督は、手にしていたノックバットで部員 A の左前腕を叩いた。その結果、部員 A は橈

骨を骨折した。

〔謹慎期間上下限の決定方法〕

- a 「橈骨を骨折した」以外の判断過程は、事例 A-2 のとおりです。
- b 「野球の用具を使用した場合」という行為態様の悪質性を考慮した謹慎期間上下限は 1 か月～3 か月となります。
- c 「重大な傷害(例:骨折)」という結果の重大性を考慮した謹慎期間上下限は 1 か月～9 か月となります。
- d 加重要因は、b と c と 2 つありますが、重い加重要因の c で判断し、謹慎期間上下限は、1 か月～9 か月となります。

(3) 憲章違反行為の類型別に定められた軽減要因に該当する場合

- 1 憲章違反行為の類型別に定められた加重要因を考慮した謹慎期間上下限(加重要因がなければ行為類型の基準となる謹慎期間)を基礎として、憲章違反行為の類型別に定められた軽減要因を考慮します。
- 2 謹慎期間の下限に軽減率を乗じて、謹慎期間上下限を決定します。上限は変更しません。

〔具体例〕 事例 B-1(加重要因がない場合)

監督は、○月○日、電気量販店でモバイルバッテリー(3,000 円相当)を万引きしたが、その場で警備員に取り押さえられて発覚した。監督は、その場で被害額を弁償した。

〔謹慎期間上下限の決定方法〕

- a 「指導者による横領等」(処分基準案別紙 6)の基準のうち、「監督は、野球部及び加盟校と無関係に預かった(または保管してある)金銭から 1 万円横領(または窃取)した。」に該当する行為であり、「事案の性質に沿って謹慎 1 年から無期謹慎まで」が基準となります。
- b 「被害弁償を行った。」と評価され、軽減がない場合の謹慎期間の下限を最大

2分の1にまで軽減することができます。

- c 謹慎期間下限は、6 か月となります。謹慎期間上下限は、6 か月～無期謹慎となります。

4 各論(3) 憲章違反行為の類型に共通した加減要因を考慮した謹慎期間上下限の決定

憲章違反行為の類型に共通した加減要因がある場合は、以下のとおり謹慎期間上下限を算出します。

(1) 学生野球団体の役員等としての加重

- 1 憲章違反行為に対して謹慎処分を相当とする場合であって、憲章違反行為者が、学生野球団体の役員等である場合は、率先して憲章を遵守する立場であるにもかかわらず憲章違反行為をした点で、責任はより重く、重い処分が相当です。
- 2 学生野球団体の役員等である場合、加重がない場合の謹慎期間の上限を 1.3 倍内で加重できます。下限は変更しません。

〔具体例〕 事例 C-1

学生野球団体等の役員でありながら、事例 A-2 の憲章違反行為をした場合。

〔謹慎期間上下限の決定方法〕

- a 事例 A-2 については、謹慎期間上下限は 1 か月～3 か月です。
- b 学生野球団体の役員でありながら憲章違反行為をした場合の加重が 1.3 倍以内となりますので、謹慎期間上限は 3.9 か月となります。
- c 謹慎期間上限の 1 か月未満の期間は切上げですので、謹慎期間上下限は、1 か月～4 か月となります。

(2) 過去の学生野球団体等による制裁を考慮した加重

- 1 憲章違反行為に対して、謹慎または対外試合禁止の処分が相当とされる場合であっ

て、憲章違反行為者が、当該憲章違反行為以前 10 年の間に、憲章違反行為を理由に「注意・嚴重注意」あるいは「処分」を受けた者である場合は、憲章違反行為を繰り返している点で、より重い制裁が必要です。

2 憲章違反行為者が、当該憲章違反行為以前 10 年の間に、憲章違反行為を理由に「注意・嚴重注意」あるいは「処分」を受けた者である場合、加重がない場合の謹慎期間の上限を 2 倍内で加重できます。下限は変更しません。

3 過去の制裁が学生野球団体による制裁でない場合(例えば他の競技団体によるスポーツ指導上の倫理規程違反としての制裁)は、前項に準じて加重要因として考慮します。

〔具体例〕 事例 C-2

事例 A-1 で 1 か月の謹慎処分を受けた者が、その謹慎期間を終えてから 3 年後に、事例 A-2 の憲章違反行為をした場合。

〔謹慎期間上下限の決定方法〕

a 事例 A-2 については、謹慎期間上下限は、1 か月～3 か月です。

b 過去において事例 A-1 について受けた 1 か月の謹慎期間が終了してから 10 年以内に、事例 A-2 の憲章違反行為をしていますので、2 倍内での加重が可能となります。

c 謹慎期間上限は 6 か月となり、謹慎期間上下限は 1 か月～6 か月となります。

(3) 憲章違反行為者が、自ら憲章違反行為を申告した場合の軽減

1 学生野球団体、野球部、部員、指導者、審判員、学生野球団体の役職員及び審査員は、憲章第 5 条により、「本憲章及び関係する学生野球団体の定める規則を遵守する義務を負い、本憲章の理念に基づく学生野球の実現を目指す。」とされており、「本憲章に違反する事実を知り、または本憲章の理念を実現するために注意・嚴重注意が必要であることを知ったとき」は、憲章違反行為として申告して、憲章違反の状態を是正し、「本憲章の理念に基づく学生野球の実現を目指す」必要があります。

2 そのため、「本憲章に違反する事実を知り、または本憲章の理念を実現するために注意

・厳重注意が必要であることを知ったとき」から迅速にその事実を報告する義務があり、基本的に、知ったときから 3 日以内に報告をしない場合には、特段の事情がない限り報告義務違反と評価されます。

- 3 憲章違反行為をした者自身が、憲章違反行為が明らかになっていない段階で、かつ、憲章違反行為直後に、憲章違反行為を自主的に申告した場合には、
 - (1) 憲章違反行為の申告を憲章遵守義務の履行と評価するだけでなく、
 - (2) 憲章違反行為に対する反省が認められるとして、軽減がない場合の謹慎期間の下限を 2 分の 1 にまで軽減することができます。上限は変更しません。
- 4 憲章違反行為が明らかになっていない段階で憲章違反行為者が憲章違反行為を自主的に申告したと認めるためには、次の 2 つの要件をともに満たす場合とします。
 - (1) 憲章違反行為について、学生野球団体あるいは加盟校の学校長(学校長の補助者たる野球部長、他の教員等を含む。)が当該憲章違反行為を認知する前に憲章違反行為者が憲章違反行為を自主的な申告をした場合
 - (2) 憲章違反行為後 24 時間以内の申告であること。ただし、24 時間以内の申告が困難であった場合には、申告期間を延長して判断することができます。

〔具体例〕 事例 C-3

監督が、事例 A-2 の憲章違反行為をしたが、監督は自身の憲章違反行為を反省し、練習が終了した直後、部員 A を伴って、野球部長に面談を求め、事実経過を正確に報告し、部員 A にも謝罪した。

〔謹慎期間上下限の決定方法〕

- a 事例 A-2 については、謹慎期間上下限は 1 か月～3 か月です。
- b 憲章違反行為者が、自ら憲章違反行為を申告したとしての軽減は、最大 2 分の 1 ですので、謹慎期間下限は 0.5 か月となります。
- c 謹慎期間下限の 1 か月未満の期間は切捨てですので、謹慎期間上下限は不処分(謹慎 0 か月)～3 か月となります。

(4) 憲章違反行為者が既に社会的制裁を受けているとしての軽減

憲章違反行為に対して謹慎処分を相当とされる場合であって、憲章違反行為者が、当該行為を原因として、教育委員会や学校法人から懲戒処分を受けている等の社会的制裁を受けている場合は、軽減がない場合の謹慎期間の下限を 2 分の 1 にまで軽減することができます。上限は変更しません。

〔具体例〕 事例 C-4

事例 A-2 の事案で、当該教育委員会から監督に対して、戒告の懲戒処分がなされている場合

〔謹慎期間上下限の決定方法〕

- a 事例 A-2 については、謹慎期間上下限は、1 か月～3 か月です。
- b 教育委員会から戒告の懲戒処分を受けていることで最大 2 分の 1 に減じることができるとので、謹慎期間上下限は 0.5 か月となります。
- c 謹慎期間下限の 1 か月未満の期間は切捨てですので、謹慎期間上下限は、不処分(謹慎 0 か月)～3 か月です。

5 各論(4) 憲章違反行為が複数ある場合または継続性常習性が認められることによる加重

報告義務違反以外の憲章違反行為が複数ある場合または憲章違反行為に継続性常習性が認められる場合は、個々の憲章違反行為の中で、謹慎期間が最も長い行為の謹慎期間を基礎として、謹慎期間の上限を 1.5 倍内で加重できます。下限は変更しません。

〔具体例〕 事例 D-1

事例 A-1 及び事例 A-2 の複数の違反行為がある場合

〔謹慎期間上下限の決定方法〕

- a 事例 A-1 について、謹慎期間は 1 か月です。
- b 事例 A-2 について、謹慎期間上下限は、1 か月～3 か月です。
- c 謹慎期間の長い A-2 の事案の謹慎期間を基礎として 1.5 倍内で加重できま

すので、謹慎期間上限は 4.5 か月となります。

- d 謹慎期間の上限に 1 か月未満の期間がある場合は、切上げとなりますので、
謹慎期間上下限は 1 か月～5 か月となります。

6 各論(5) 憲章違反行為についての謹慎期間の決定

(1) 謹慎期間の決定一般

- 1 憲章違反行為について謹慎期間上下限の間で、総合考慮して決定します。
- 2 総合考慮にあたっては全ての事情を考慮します。
- 3 個々の憲章違反行為の謹慎期間上下限を決定する際に考慮した事情も含めます。

事例 A-3 で言えば

(1) 「野球の用具を使用した場合」という行為態様の悪質性

(2) 「重大な傷害(例:骨折)」という結果の重大性

も考慮対象となります。

- 4 謹慎 1 か月の処分が重いと評価される場合

(1) 日本学生野球協会としては処分をしないこととし、

(2) 日本高等学校野球連盟または全日本大学野球連盟に対して、「注意・厳重注意」の措置の可否を検討することを勧告します。

- 5 憲章違反行為に対して謹慎処分を相当とする場合であって、謹慎期間が 2 年を超えることを相当とする場合

(1) 無期謹慎とします。無期謹慎は、謹慎期間 2 年を超える不定期間の謹慎という扱いです。

(2) 無期謹慎については、憲章第 27 条第 5 項に基づく処分内容の変更・解除の手続の利用が予定されています。当該処分を受けてから 2 年を超えた場合には、「処分後の被処分者の情状」に照らして、無期謹慎を解除申請することができます。

(3) 除名は、学生野球からの永久追放であるため、憲章第 27 条第 5 項に基づく処分内容の変更・解除の手続の利用は予定されておりません。この点で、無期謹慎と除名

とは異なります。

(2) 報告義務違反を除く憲章違反行為と、報告義務違反が併存する場合

- 1 報告義務違反を除く憲章違反行為と、報告義務違反が併存する場合には、報告義務違反を除く憲章違反行為について、上記「(1) 謹慎期間の決定一般」のとおり謹慎期間を決定します。
- 2 前項で決定した報告義務違反を除く憲章違反行為に対する謹慎期間に、報告義務違反に対する謹慎期間を加えます。

〔具体例〕 事例 E-1

事例 C-1 において、1 か月の謹慎期間を相当とする報告義務違反がある場合

〔謹慎期間の決定方法〕

- a 事例 C-1 については、謹慎期間上下限は、1 か月～4 か月であり、この範囲内で謹慎期間 3 か月が相当とされました(総合判断の事情の記載は省略)。
- b 1 か月の謹慎期間を相当とする報告義務違反があります。
- c a の謹慎期間と b の謹慎期間を合算して、謹慎期間 4 か月とします。

6 謹慎期間の始期の遡及的取り扱い

- 1 日本学生野球協会の謹慎処分がなされる前から、指導者等が自主的に学生野球活動に関与することを自粛している場合は、自ら謹慎処分に服していると評価できます。
- 2 そのため、日本学生野球協会が謹慎処分を決定する場合に、前項の指導者等が自主的に学生野球活動に関与することを自粛している期間を考慮して、始期を処分日以前に遡らせることができます(以下「処分の遡及的扱い」といいます。)
- 3 処分の遡及的扱いは、処分対象者の申告により行います。
- 4 処分対象者が、自主的に学生野球活動に関与することを自粛している事実を申告した場合に、その申告が事実と反していた場合は、
 - (1) 謹慎処分前にこの事実が判明した場合は、処分の遡及的扱いはせず、

- (2) 謹慎処分後にこの事実が判明した場合は、謹慎期間中に、謹慎処分に反して野球活動を行ったこととなりますので、謹慎処分違反の憲章違反行為として更なる処分の対象となります。

第 4 部員の憲章違反行為に対する処分の原則

- 1 部員の憲章違反行為については、①教育課程にある生徒学生であること、②高校の場合には原則 3 年間、大学では原則 4 年間で在学期間であり、この限定された在学期間における野球活動を禁止するという点、③未成年者あるいは成人に達したとしても若年者であるということなどを考慮するという点での配慮が必要です。
- 2 基本的に未成年者に対する謹慎処分を行いません。
- 3 部員の憲章違反行為については、原則として、全日本大学野球連盟及び日本高等学校野球連盟による「注意・厳重注意」及び「付随的指導」に委ねることを相当とします。
- 4 部員に対する謹慎処分を相当とする場合でも、謹慎期間は 1 か月を基準とし、また加重を行う場合でも、3 か月を超えない期間とすることを原則とします。
- 5 部員個人の憲章違反行為は、憲章第 26 条に基づく全日本大学野球連盟及び日本高等学校野球連盟の「注意・厳重注意」と日本学生野球協会の憲章第 27 条に基づく処分、及び学生野球団体の「付随的指導」を一体的に運用し、教育的配慮をした上で、憲章違反行為に対する適切な措置を講じることとします。
- 6 そのために、「部員の憲章違反行為に対する『注意・厳重注意』・『処分』及び『付随的指導』の運用内規」を定めて、これにしたがった運用をします。
- 7 なお、上記はあくまでも学生野球団体の制裁を定めるものであって、加盟校がそれより重い制裁(退学処分や退部処分)を加えることを妨げるものではありません。しかし、憲章が「学生は、合理的理由なしに、部員として学生野球を行う機会を制限されることはない。」(第 4 条第 1 項)、「部員は、本憲章に基づく学生野球を行う権利を有する。」(第 4 条第 3 項)と定めている趣旨、学生野球団体が前項の運用としていることについて、加盟校が配慮されることを希望します。

第 5 野球部の憲章違反行為に対する処分の原則

- 1 野球部の「対外試合禁止処分」についても、部員の憲章違反行為と同じ理由から、その処分内容は 1 か月を基準とし、また加重を行う場合でも、3 か月を超えない期間とすることを原則とします。
- 2 ただし、謹慎期間には、野球部活動が制限されている対外試合禁止期間(アウト・オブ・シーズン)」を含めません。
- 3 なお、上記はあくまでも学生野球団体の制裁を定めるものであって、加盟校がそれより重い制裁(廃部、休部の処分)を加えることを妨げるものではありません。しかし、憲章が「学生は、合理的理由なしに、部員として学生野球を行う機会を制限されることはない。」(第 4 条第 1 項)、「部員は、本憲章に基づく学生野球を行う権利を有する。」(第 4 条第 3 項)と定めている趣旨、学生野球団体が前項の運用としていることについて、加盟校が配慮されることを希望します。

第 6 憲章違反行為類型ごとの処分基準

憲章違反行為類型ごとの処分基準は別紙 1～13 のとおりです。

また、処分基準案の適用例は別紙 I～VI のとおりです。

別紙1 共通項目

加重要因

要件	加重の方法および範囲
10年以内に「注意・嚴重注意」あるいは「処分」を受けた者である場合	2倍の範囲で加重できる
学生野球団体等の役員等である場合	1.3倍の範囲内で加重できる

軽減要因

要件	軽減の方法および範囲
自ら憲章違反行為を申告した場合	2分の1まで軽減できる
社会的制裁を受けている場合	2分の1まで軽減できる

憲章違反行為が複数ある場合、継続性常習性が認められることによる加重

要件	決定方法
憲章違反行為が複数ある場合または憲章違反行為に継続性常習性が認められる場合	最も重い処分内容の1.5倍の範囲内で加重できる

※第三者からの嘆願及び被害者による宥恕は、原則として軽減要因とならない。

別紙2 指導者による暴力

基準	指導者が、野球部の練習中に捕球のミスをした1名の部員に対し、右手で1回、部員の腹部を殴った。	謹慎1か月
----	--	-------

加重要因

		加 重 し な い	3 か 月	6 か 月	9 か 月	1 年	2 年	無 期	除 名
態様の悪質性	野球の用具を使用した場合		←→						
	被害者に重大な傷害を発生させる可能性の高い場合		←→	←→					
	被害者に強い精神的な影響を及ぼす可能性の高い場合		←→	←→					
	被害者以外の部員に対して強い精神的な影響を及ぼす可能性の高い場合		←→	←→					
結果の重大性	軽微な健康被害（例：打撲、擦過傷）		←→						
	重大な健康被害（例：骨折）		←→	←→					
	回復不能な健康被害・死亡					←→	←→	←→	←→
	部員が登校できない・部活動できない		←→	←→					
	行為が原因の1つとなって部員が退部・転学 ※行為と結果の因果関係が薄くなるにしたがって、加重要素としては低く考慮する		←→	←→	←→	←→	←→	←→	←→

軽減要因

要件	軽減の方法および範囲
有形力を行使する正当な理由があるが相当性を超えた有形力を行使した場合	2分の1まで軽減できる

別紙3 指導者による不適切な言動（ハラスメント）等

基準	指導者が、練習試合でミスをした部員に対し、試合終了後、当該高校のグラウンドにおいて、約5分間、捕球が到底不可能なノックを連続して実施した（社会通念、科学に基づいた安全確保の点から限度を超えたような肉体的負荷を課す言動等）。	謹慎1か月
	指導者が、37度を超える発熱及び咳を理由として、部員が練習を休む旨伝えたと、部員に対し、「昔はそんな理由で休む部員はいなかった」と伝えたとうえで、当日の練習に参加するよう強要した（医・科学に基づいた健康管理、安全確保の点から認め難い言動等）。	謹慎1か月
	指導者が、練習終了後のミーティングにおいて、その日の練習においてミスした部員だけグラウンドに正座させて行った（合理性に欠ける行為を求める）。	謹慎1か月
	指導者が、野球部の練習中に捕球のミスをした1名の部員に対し「帰れ」「辞めろ」と発言した（言葉や態度による脅し、威圧、威嚇的・感情的な言動、過度の注意や叱責）。	謹慎1か月
	指導者が、1名の部員にだけフリーバッティングの機会を与えず、また同部員から理由を聞かれて一切返事をしなかった（無視・懈怠）。	謹慎1か月

加重要因

		加 重 し な い	3 か 月	6 か 月	9 か 月	1 年	2 年	無 期	除 名
態様の悪質性	重大な人格否定の言動等を行った場合	←	→						
	差別的言動等を行った場合	←	→						
	被害者に重大な傷害を発生させる可能性の高い場合	←	→						
	被害者に強い精神的な影響を及ぼす可能性の高い場合	←	→						
	被害者以外の部員に対して強い精神的な影響を及ぼす可能性の高い場合	←	→						
	屈辱的な対応を伴う場合 (例：グラウンドでの正座、長時間の正座、土下座)	←	→						
結果の重大性	軽微な健康被害（例：打撲、擦過傷）	←	→						
	重大な健康被害（例：骨折）	←	→						
	回復不能な健康被害・死亡	←	→			←	→		
	部員が登校できない・部活動できない	←	→			←	→		
	行為が原因の1つとなって部員が退部・転学 ※行為と結果の因果関係が薄くなるにしたがって、加重要素としては低く考慮する	←	→						→

別紙4 指導者による性犯罪等

基準	指導者が、当該校に所属する学生1名に対する性犯罪（不同意性交等、不同意わいせつ、児童福祉法違反、児童買春）を行った。	除名
	指導者が、当該校に所属する学生1名に対する性犯罪（上記を除く。）を行った。	事案の性質に沿って謹慎6か月から除名まで
	指導者が、当該校に所属する学生以外の者に対し、性犯罪を行った。	事案の性質に沿って謹慎6か月から除名まで
	指導者が、部員1名に対し、対価型セクシュアルハラスメント（部員に情交を迫ったが、部員がこれを拒んだため、不利益な取り扱いをする等）を行った。	事案の性質に沿って謹慎3か月から1年まで
	指導者が、部員に対し、環境型セクシュアルハラスメント（会話の中でわいせつな発言をする等）を行った。	謹慎1か月

加重要因

		加 重 し な い	3 か 月	6 か 月	9 か 月	1 年	2 年	無 期	除 名
結果の重大性	軽微な健康被害（例：打撲、擦過傷）		←→						
	重大な健康被害（例：骨折）		←→	←→					
	回復不能な健康被害・死亡					←→	←→	←→	←→
	部員が登校できない・部活動できない		←→	←→					
	行為が原因の1つとなって部員が退部・転学 ※行為と結果の因果関係が薄くなるにしたがって、加重要素としては低く考慮する		←→	←→	←→	←→	←→	←→	←→

※基準に定める処分期間上下限が加重要因に定める処分期間上下限を上回る場合には、基準に定める処分期間上下限を優先する。

別紙5 指導者等による交通事故

基準	指導者が、野球部活動中（大会会場までの送迎など）に、全治1週間の怪我を負わせる人身事故を起こした。	謹慎2か月
	指導者が、野球部活動に関連しない場面で、全治1週間の怪我を負わせる人身事故を起こした。	謹慎1か月
	指導者が、野球部活動中（大会会場までの送迎など）に、交通事故（物損事故）または交通違反を起こした。	謹慎1か月
	指導者が、野球部活動に関連しない場面で、交通事故（物損事故）または交通違反を起こした。	日本学生野球協会としては処分をしない

加重要因

		加 重 し な い	3 か 月	6 か 月	9 か 月	1 年	2 年	無 期	除 名
態様の悪質性	酒気帯び運転（道路交通法第65条第1項）								
	飲酒運転等の危険運転行為（自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律第2条各号記載の行為）								
	無免許運転（自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律第1条第2項記載の行為）								
	ひき逃げ・当て逃げ（救護・報告義務違反）（道路交通法第72条第1項）								
結果の重大性	重大な傷害								
	回復不能な傷害・死亡								

※救護・報告義務を課す「交通事故」とは、車両等の交通による人の死傷または物の損壊をいう（道路交通法第67条第2項）。

※保険適用による賠償は民事上予定されるものであるため、軽減要因とならない。

別紙6 指導者等による横領等

基準	指導者が、預かった（または保管してある）部費から1万円横領（または窃取）した。	無期謹慎
	指導者が、野球部及び加盟校と無関係に預かった（または保管してある）金銭から1万円横領（または窃取）した。	事案の性質に沿って謹慎1年から無期謹慎まで
	指導者が、預かった（または保管してある）部費を適切に管理せず、部費の一部を紛失した。	事案の性質に沿って謹慎1か月から無期謹慎まで

加重要因

		加 重 し な い	3 か 月	6 か 月	9 か 月	1 年	2 年	無 期	除 名
態様の悪質性	計画的または継続的な場合								
	部員を関与させた場合								
結果の重大性	被害額が非常に高額な（100万円を超える）場合								

軽減要因

要件	軽減の方法および範囲
被害弁償を行った。	2分の1まで軽減できる

<p>基準</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・加盟校において、野球部の活動のみ、または/および、野球部員個人をクローズアップした学校紹介や学生募集のポスターや動画を作って頒布する ・ユニフォームに企業広告を掲出する ・（対部員）部員であること/学生野球を行うことに対し、日本学生野球協会の承認を得ず、対価その他金品を受領する（憲章21条1項） ・（対指導者）社会的相当性を超える報酬を得ること（憲章22条1項） ・報酬を得て公益的活動に参加する（憲章23条2項） ・（全日本大学野球連盟・日本高野連の承認を得ず）営利団体が行う活動に参加する（憲章23条1項ただし書き） ・報酬を得て報道メディアに出演する（憲章24条2項） ・（全日本大学野球連盟・日本高野連の承認を得ず）報道以外の目的でメディアに出演する（憲章24条3項） ・加盟校または野球部でクラウドファンディングを行う場合、寄付・援助のお礼の範囲を超える金品をリターン（返礼品）として設定する ・（日本学生野球協会の承認を得ず）野球部員個人がクラウドファンディングを行う 	<p>日本学生野球協会としては処分をしない</p>
-----------	---	---------------------------

<p>注意・嚴重注意の基準</p>	<p>全日本大学野球連盟/日本高野連の判断による</p>
<p>処分申請を行う基準</p>	<p>次の基準をいずれも満たす場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ①自らまたは第三者の利益を図る意図があること ②経済的利益の額が社会的儀礼的範囲を超えること、または、経済的利益の額が社会的儀礼的範囲を超えない場合でも商業利用違反行為が複数回に及ぶこと
<p>処分の決定方法</p>	<p>次の要素を踏まえて違反程度を検討し、過去の同種事案を考慮して、処分内容を決める</p> <ul style="list-style-type: none"> ・商業的性質の強さ （例：野球部の名称、部員の氏名・肖像等を企業に使用させる場合や野球部の活動をSNSに投稿し、当該投稿を収益化している場合などは商業的性質が強い） ・経済的利益の額 ・伝播性の高いメディアの利用 ・関与している学生野球関係者（指導者・部員等）の人数 ・計画性 ・常習性

別紙8 指導者によるプロアマ規定違反

<p>基準</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・（日本学生野球協会の承認を得ず）学生野球資格を持たない者と交流（練習・試合への参加、講習会・シンポジウムなど）をする（憲章13条1項） ・日本学生野球協会の承認を得て学生野球資格を持たない者と交流する場合、学生野球資格を持たない者との間で実費以外の金品の授受 ・プロ志望届出前に部員がプロ野球関係者と接触する ・（部員・親権者/指導者が）プロへの入団を条件に経済的利益を得る（憲章21条3項4項、22条2項3項） 	<p>日本学生野球協会としては処分をしない</p>
<p>注意・嚴重注意の基準</p>	<p>全日本大学野球連盟/日本高野連の判断による</p>	
<p>処分申請を行う基準</p>	<p>次のいずれかに該当する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ①交流の程度が軽微とはいえない場合 ※軽微か否かは、挨拶程度の交流を超える程度の時間、場所、活動内容等から判断する ②交流の対価として金品の授受がある場合 	
<p>処分の決定方法</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 交流の目的（公益目的よりも私的目的が強ければ違反程度は重いと判断する） ・ （金品の授受がある場合）経済的利益の多寡 ・ 伝播性の高いメディアの利用 ・ 関与している学生野球関係者（指導者・部員等）の人数 ・ 計画性 ・ 常習性 	

別紙9 高校指導者による中学生接触ルール違反／特待生制度ルール違反

基準	<ul style="list-style-type: none"> ・日本高野連の中学生との接触ルールに違反して、中学生の選手1名に接触した。 	謹慎3か月
加重・軽減の方法	<ul style="list-style-type: none"> ・接触した中学生の人数 ・ブローカー利用の有無 ・金品の授受の有無、(ある場合)金品の多寡 ・入学その他便益の提供の約束の有無 ・その他高校入試制度に悪影響を及ぼす程度 ・計画性 ・常習性 ・(軽減理由) 接触ルール上の単なる届出違反→注意・嚴重注意(処分申請を行うか否かの基準?) 	

別紙10 部員間の暴力等

基準	3年生部員のうち2名が、1年生の部員1名に対し、部室において右手でそれぞれ1回腹部を殴り、その場に2、3年生部員の過半数が同席していた。	野球部に対する1か月間の対外試合禁止の処分
	部員ら（1年生の4分の1程度）が、1名の部員に対し、右手で1回、腹部を殴った、またはこれに関与した（同席した場合、認識して放置した場合を含む）。	日本学生野球協会としては処分をしない
	部員1名が、1名の部員に対し、右手で1回、腹部を殴った。	日本学生野球協会としては処分をしない

加重要因

		加 重 し な い	3 か 月	6 か 月	9 か 月	1 年	2 年	無 期	除 名
態様の悪質性	野球の用具を使用した場合	←→							
	被害者に重大な傷害を発生させる可能性の高い場合 (実際に傷害結果が生じた場合を含めない)	←→							
	被害者に強い精神的な影響を及ぼす可能性の高い場合 (実際に結果が生じた場合を含めない)	←→							
	被害者以外の部員に対して強い精神的な影響を及ぼす場合 (実際に傷害結果が生じた場合を含めない)	←→							
	上級生から下級生によるものである場合	←→							
結果の重大性	軽微な傷害 (例: 打撲、擦過傷)	←→							
	重大な傷害 (例: 骨折)		←→						
	回復不能な傷害・死亡		←→						
	部員が登校できない・部活動できない (傷害結果による場合を除く)	←→							
行為が原因の1つとなって部員が退部・転学 ※行為と結果の因果関係が薄くなるにしたがって、加重要素としては低く考慮する	←→								

別紙11 未成年者の飲酒喫煙

基準	未成年者の部員（部員全員）が、部室において飲酒/喫煙し、または飲酒/喫煙に関与した（同席した場合、認識して放置した場合を含む）。	野球部に対する1か月間の対外試合禁止の処分
	未成年者の部員ら（1年生の4分の1程度）が、飲酒/喫煙し、または飲酒/喫煙に関与した（同席した場合、認識して放置した場合を含む）。	日本学生野球協会としては処分をしない
	未成年者の部員1名が、飲酒/喫煙した。	日本学生野球協会としては処分をしない

※加重要因として、以下に列挙する行為の態様や結果の重大性を考慮すべきという意見も既に承っております。

（行為態様）

- ・年齢詐称
- ・寮や校内（トイレなど）
- ・上級生が下級生に強要したり主導した

（結果の重大性）

- ・急性アルコール中毒
- ・ボヤなど

別紙12 選手の禁止薬物使用

	過半数の部員が、法で禁止された薬物を使用し、または法で禁止された薬物の使用に関与した（同席した場合、認識して放置した場合を含む）。	野球部に対する3か月間の対外試合禁止の処分
基準	部員ら（1年生の4分の1程度）が、法で禁止された薬物を使用し、または法で禁止された薬物の使用に関与した（同席した場合、認識して放置した場合を含む）。	日本学生野球協会としては処分をしない
	部員1名が、法で禁止された薬物を使用した。	日本学生野球協会としては処分をしない

別紙13 報告義務違反

基準	指導者が、選手による憲章違反行為（例えば飲酒）を認めた後、3日以内に学校長、部長に報告することを怠った。	謹慎1か月
----	--	-------

		加 重 し な い	3 か 月	6 か 月	9 か 月	1 年	2 年	無 期	除 名
態様の悪質性	憲章違反行為が重大な場合（野球部に対する対外試合禁止が相当である場合等）	←————→							
	報告義務を怠り、憲章に違反した部員を試合・大会に選手登録させた場合等	←————→							
	積極的に虚偽の報告をした場合	←————→							
	部員を報告義務違反に関与させた場合（口裏を合わせるなど）	←————→							

※被害者または第三者から外部に報告しないよう要請を受けたことが報告義務違反の原因であったとしても、軽減要因とならない。

別紙Ⅰ 指導者による暴力

第 1 適用例 1

1 事案の概要

監督は、○月○日午後○時頃、野球部グラウンドでの練習中、部員 A(当時高校 1 年生)が行うピッチングの内容が不十分と考え、注意をするために A を自らの元呼んだ。監督が A に注意をしている最中に A があくびをしたので、監督は A の胸倉を右手で殴打した。

2 判断方法

- (1) 基準は、「指導者が、野球部の練習中に捕球のミスをした 1 名の部員に対し、右手で 1 回、部員の腹部を殴った。」である謹慎 1 か月。
- (2) 本件事案は、いずれの加重・軽減要因にも該当しない。
- (3) よって、**謹慎 1 か月**とする。

第2 適用例2

1 事案の概要

- (1) 部員 A(当時高校 1 年生)は、○月○日午後○時頃、野球部グラウンドでの練習中、練習を抜けて近隣のコンビニエンスストアで菓子・飲料等を購入し、部室で隠れて飲食していた。
- (2) 監督は、練習中に A が部室で飲食していたところを現認し、(1)の行為につき問い質した際、A の右頬を平手で1回叩いた。これにより、A は口の中を切り、全治 1 週間の傷害を負った。

2 判断方法

- (1) 基準は、「指導者が、野球部の練習中に捕球のミスをした 1 名の部員に対し、右手で 1 回、部員の腹部を殴った。」である謹慎 1 か月。
- (2) A は全治 1 週間の傷害を負っていることから、「結果の重大性」で、「軽微な健康被害(例:打撲、擦過傷)」に該当し、これを考慮すると、選択できる処分は、「謹慎 1 か月～3 か月」となる。
- (3) 前項の謹慎期間内で、事案の内容に照らして、謹慎期間を選択し、**謹慎 2 か月**とする。

第3 適用例3

1 事案の概要

- (1) 部員 A(当時高校1年生)は、○月○日、寮監に「通院のため」と嘘の申告をして外出し、実際には、地元の友人と○○駅付近のファミリーレストランで外食していた。
- (2) 監督は、○月○日○時頃、A を体育教官室に呼び出し、(1)の行為に関する真偽を問い質したが、A は曖昧な回答に終始した。
- (3) 監督は、A の態度に激高し、テーブルを挟んで対面に座っていた A の首元を右手で掴んで床に押し倒し、A の左側頭部を右手で床に頭を押し付けた。これにより A は、頭部に全治3週間の裂傷を負った。

2 判断方法

- (1) 基準は、「指導者が、野球部の練習中に捕球のミスをした1名の部員に対し、右手で1回、部員の腹部を殴った。」である謹慎1か月。
- (2) 「A の左側頭部を右手で床に頭を押し付けた」行為は、「態様の悪質性」で、「被害者に重大な健康被害を発生させる可能性の高い場合」に該当し、これを考慮すると、選択できる処分は、「謹慎1か月～6か月」となる。
- (3) 監督の行為により A は全治3週間の傷害を負っていることから、「結果の重大性」で、「軽微な健康被害(例:打撲、擦過傷)」に該当し、これを考慮すると、選択できる処分は、「謹慎1か月～3か月」となる。
- (4) 加重要因の複数に該当するため、より重い加重要因((2))で判断し、選択できる処分は、「謹慎1か月～6か月」となる。
- (5) 前項の謹慎期間内で、事案の内容に照らして、謹慎期間を選択し、**謹慎3か月**とする。

第4 適用例4

1 事案の概要

- (1) 監督は、○月○日○時頃、高校のグラウンドにおいて、練習中の態度が良くなかったことを理由として、部員 A、B および C(いずれも当時高校1年生)を監督室に呼び寄せた。
- (2) その後、部員 A、B 及び C に対し、横に1列に並ぶように指示したうえで、バットのグリップエンドで各部員の臀部を1回ずつ叩いた。

2 判断方法

複数の部員に対する行為であるため、「複数の憲章違反行為と評価される場合」に該当する。そのため、まずは各行為のうち「最も重い処分内容」を検討した後、複数憲章違反行為についての判断を行う。

(1) A に対する事実についての処分内容を定める

- (1) 基準は、「指導者が、野球部の練習中に捕球のミスをした1名の部員に対し、右手で1回、部員の腹部を殴った。」である謹慎1か月。
- (2) バットのグリップエンドで臀部を叩いた行為は、「態様の悪質性」で、「野球の用具を使用した場合」に該当し、これを考慮すると、選択できる処分は、「謹慎1か月～3か月」となる。

(2) B に対する事実についての処分内容を定める

- (1) 基準は、「指導者が、野球部の練習中に捕球のミスをした1名の部員に対し、右手で1回、部員の腹部を殴った。」である謹慎1か月。
- (2) バットのグリップエンドで臀部を叩いた行為は、「態様の悪質性」で、「野球の用具を使用した場合」に該当し、これを考慮すると、選択できる処分は、「謹慎1か月～3か月」となる。

(3) C に対する事実についての処分内容を定める

- (1) 基準は、「指導者が、野球部の練習中に捕球のミスをした1名の部員に対し、右手で1

回、部員の腹部を殴った。」である謹慎 1 か月。

- (2) バットのグリップエンドで臀部を叩いた行為は、「態様の悪質性」で、「野球の用具を使用した場合」に該当し、これを考慮すると、選択できる処分は、「謹慎 1 か月～3 か月」となる。

(4) 複数憲章違反行為についての判断

- (1) 複数憲章違反行為であるため、最も重い憲章違反行為(いずれも選択できる処分は、「謹慎 1 か月～3 か月」である)を基準に、1～1.5 倍の謹慎期間とすることとなるので、選択できる処分は、「謹慎 1 か月～4.5 か月」となり、上限については切り上げて 5 か月とする。
- (2) 前項の謹慎期間内で、事案の内容に照らして、謹慎期間を選択し、**謹慎 3 か月**とする。

第 5 適用例 5

1 事案の概要

- (1) 監督は、〇〇県高等学校野球連盟の役員(理事)を務めていた。
- (2) 監督は、〇月〇日〇時頃、高校のグラウンドにおいて、練習中の部員らの態度が良くなかったことを理由として、練習に参加していたすべての部員を集めたうえで、キャプテンであった部員 A(当時高校 3 年生)に対し、「みんなの練習態度が悪いから A が代わりに殴られる」「次はお前らがこうなる」等と述べた後、A の顔面を右手で 1 回殴打した。なお、A に怪我はなかった。

2 判断方法

- (1) 基準は、「指導者が、野球部の練習中に捕球のミスをした 1 名の部員に対し、右手で 1 回、部員の腹部を殴った。」である謹慎 1 か月。
- (2) 部員を集めたうえで「みんなの練習態度が悪いから A が殴られる」「次はお前らがこうなる」等と述べた後に、キャプテンであった A の顔面を殴打した行為は、「態様の悪質性」で、「被害者に強い精神的な影響を及ぼす可能性の高い場合」及び「被害者以外の部員に対して強い精神的な影響を及ぼす可能性の高い場合」に該当し、これを考慮すると、選択できる処分は、「謹慎 1 か月～6 か月」となる。
- (3) 加重要因の複数に該当するが、いずれも同じ幅の加重要因であるため、選択できる処分は、「謹慎 1 か月～6 か月」となる。
- (4) また、監督は〇〇県高等学校野球連盟の役員(理事)を務めていたことから、加重要因である「学生野球団体等の役員等である場合」に該当し、1.3 倍以内の範囲で加重することができることから、選択できる処分は、「謹慎 1 か月～7.8 か月」となり、上限については切り上げて 8 か月とする。
- (5) 前項の謹慎期間内で、事案の内容に照らして、謹慎期間を選択し、**謹慎 6 か月**とする。

第6 適用例6

1 事案の概要

- (1) 監督は、○月○日○時頃、野球部グラウンドでの練習中、バッティング練習をしていた部員 A(当時高校1年生)のフォームを改善する目的で、Aを1塁側ベンチの付近へ呼び寄せ、指導を行った。しかし、これに対し、Aは、「監督の指導は自分が考えるバッティング理論と合わず、指導どおりにはできない」と発言した。
- (2) Aの態度に腹を立てた監督は、その場でAの頭部を右手で2回殴打したあと、腹部を右足で1回前蹴りした。前蹴りを受けたAは転倒し、左手を地面についた際、左手首を骨折し(左橈骨遠位端骨折により全治1か月)、部活動や学校生活等に支障が生じた。

2 判断方法

- (1) 基準は、「指導者が、野球部の練習中に捕球のミスをした1名の部員に対し、右手で1回、部員の腹部を殴った。」である謹慎1か月。
- (2) 前蹴り行為によって発生した、左橈骨遠位端骨折による全治1か月の傷害の結果は、「結果の重大性」で、「重大な健康被害(例:骨折)」に該当し、これを考慮すると、選択できる処分は、「謹慎1か月～9か月」となる。
- (3) 前項の謹慎期間内で、事案の内容に照らして、謹慎期間を選択し、**謹慎6か月**とする。

第7 適用例7

1 事案の概要

- (1) 部員 A(当時高校1年生)は、○月○日午後○時頃、野球部グラウンドでの練習中、練習を抜けて近隣のコンビニエンスストアで菓子・飲料等を購入し、部室で隠れて飲食していた。
- (2) 監督は、練習中に A が部室で飲食していたところを現認し、(1)の行為につき問い質した際、A の右頬を平手で1回叩いた。
- (3) (2)の行為を一因として A は野球部の活動に1か月程度参加することができなくなった。

2 判断方法

- (1) 基準は、「指導者が、野球部の練習中に捕球のミスをした1名の部員に対し、右手で1回、部員の腹部を殴った。」である謹慎1か月。
- (2) 監督の行為を一因として、A は野球部の活動に1か月程度参加することができなくなったことから、「結果の重大性」で、「部員が登校できない・部活動できない」に該当し、これを考慮すると、選択できる処分は、「謹慎1か月～9か月」となる。
- (3) 前項の謹慎期間内で、事案の内容に照らして、謹慎期間を選択し、**謹慎3か月**とする。

第 8 適用例 8

1 事案の概要

- (1) 部員 A(当時高校 1 年生)と部員 B(当時高校 1 年生)は、○月○日午後○時頃、野球部グラウンドでの練習中、シート打撃の順番を巡り口論となり、その後、お互いを殴り合う形での喧嘩に発展した。
- (2) 監督は、(1)の喧嘩に気づき、どちらか怪我をする危険を感じたため、A と B の間に入ったところ、A が監督に対し向かってきたため、これを止めるため A の肩をつかんで引き離し、実際に引き離した後も A に力を加えた結果、これによって A が転倒した。
- (3) (2)の行為により A は転倒の際に、右ひじに擦過傷(全治 1 週間)を負った。

2 判断方法

- (1) 基準は、「指導者が、野球部の練習中に捕球のミスをした 1 名の部員に対し、右手で 1 回、部員の腹部を殴った。」である謹慎 1 か月。
- (2) A を引き倒した行為によって発生した、右ひじに擦過傷(全治 1 週間)を負った傷害の結果は、「結果の重大性」で、「軽微な健康被害(例:打撲、擦過傷)」に該当し、これを考慮すると、選択できる処分は、「謹慎 1 か月～3 か月」となる。
- (3) A を引き倒した行為は、AB 間での喧嘩を止めるために行われたものであり、「有形力を行使する正当な理由があるが相当性を超えた有形力を行使した場合」に該当し、軽減要因として「2 分の 1」まで軽減することができるため、選択できる謹慎期間は「謹慎 0.5 か月～3 か月」となり、下限については切り捨てて不処分(謹慎 0 か月)とする。
- (4) 前項の謹慎期間内で、事案の内容に照らして、謹慎期間を選択し、**謹慎 1 か月**とする。

第9 適用例9

1 事案の概要

- (1) 部員 A(当時高校 1 年生)は、○月○日午後○時頃、野球部グラウンドでの練習中、練習を抜けて近隣のコンビニエンスストアで菓子・飲料等を購入し、部室で隠れて飲食していた。
- (2) 監督は、練習中に A が部室で飲食していたところを現認し、(1)の行為につき問い質した際、A の右頬を平手で1回叩いた。
- (3) これまでも、A は監督から度々、練習時の態度や練習についていけないこと等に関し、厳しく注意を受けていたところ、(2)の行為を原因として、A は、○月○日をもって野球部を退部した。

2 判断方法

- (1) 基準は、「指導者が、野球部の練習中に捕球のミスをした 1 名の部員に対し、右手で 1 回、部員の腹部を殴った。」である謹慎 1 か月。
- (2) 監督の行為を原因として、A は野球部を退部したことから、「結果の重大性」で、「行為が原因の 1 つとなって部員が退部・転学」に該当し、これを考慮すると、選択できる処分は、「謹慎 1 か月～除名」となる。ただし、上記の加重要因については、行為と結果の因果関係が薄くなるにしたがって、加重要因としては低く考慮する。
- (3) 本件では、(2)の行為以前から A は監督から度々注意を受けていたことが認められることからすると、監督のこれまでの行為が原因となって退部に至っていると評価したうえで、謹慎期間内で、謹慎期間を選択し、**謹慎 6 か月**とする。

第 10 適用例 10

1 事案の概要

- (1) 監督は、○月○日○時頃、高校のグラウンドにおいて、練習中の部員らの態度が良くなかったことを理由として、練習に参加していたすべての部員を集めたうえで、キャプテンであった部員 A(当時高校 3 年生)に対し、「みんなの練習態度が悪いから A が殴られる」「次はお前らがこうなる」等と述べた後、A の顔面を右手で 1 回殴打した。
- (2) A に怪我はなかったが、(1)の行為を一因として、(1)の行為から 3 日後である○月○日、A は野球部を退部した。

2 判断方法

- (1) 基準は、「指導者が、野球部の練習中に捕球のミスをした 1 名の部員に対し、右手で 1 回、部員の腹部を殴った。」である謹慎 1 か月。
- (2) 部員を集めたうえで「みんなの練習態度が悪いから A が殴られる」「次はお前らがこうなる」等と述べた後に、キャプテンであった A の顔面を殴打した行為は、「態様の悪質性」で、「被害者に強い精神的な影響を及ぼす可能性の高い場合」及び「被害者以外の部員に対して強い精神的な影響を及ぼす可能性の高い場合」に該当し、これを考慮すると、選択できる処分は、「謹慎 1 か月～6 か月」となる。
- (3) 監督の行為を一因として A は野球部を退部していることから、「結果の重大性」で、「行為が原因の 1 つとなって部員が退部・転学」に該当し、これを考慮すると、選択できる処分は、「謹慎 1 か月～除名」となる。ただし、上記の加重要因については、行為と結果の因果関係が薄くなるにしたがって、加重要因としては低く考慮する。
- (4) 加重要因の複数に該当するため、より重い加重要因((3))で判断し、選択できる処分は、「謹慎 1 か月～除名」となる。
- (5) 本件では、A は監督に殴打された 3 日後に野球部を退部するに至っており、行為と退部との因果関係が一定程度強く推認されることをふまえ、謹慎期間内で、事案の内容に照らして、謹慎期間を選択し、**謹慎 1 年**とする。

第 11 適用例 11

1 事案の概要

(1) 第 1 事実

- (1) 高校の寮に入寮していた部員 A(高校 1 年生)は寮監に対して、○月○日、「通院のため」と申告をして外出したが、真実は、友人とゲームセンターに遊びに出かけていたことが、後日発覚した。
- (2) 監督は、(1)の行為について、○月○日午後○時頃、A を学校内の面談室に呼び出し指導したが、A は指導に納得していない態度であった。
- (3) 監督は A の態度に憤慨し、テーブルを挟んで対面に座っていた A の首元を右手で掴んで床に押し倒し、A の左側頭部を右手で床に頭を押し付けた。これにより A は、頭部に全治 1 週間の打撲・挫傷を負った。

(2) 第 2 事実

- (1) 部員 B(高校 2 年生)は、○月○日午後○時頃、部員全員での練習後の片付け作業中、片付け作業を行わず、野球部室裏で隠れて喫煙した。
- (2) 監督は、(1)の行為を現認し、その場で喫煙をしないように指導したが、B は指導に納得していない態度であった。
- (3) 監督は B の態度に憤慨し、B の右頬を平手で 2 回叩いた。これにより B は口の中を切り、全治 1 週間の傷害を負った。

2 判断方法

複数の部員に対する行為であるため、「複数の憲章違反行為と評価される場合」に該当する。そのため、まずは各行為のうち「最も重い処分内容」を検討した後、複数憲章違反行為についての判断を行う。

(1) 第 1 の事実についての処分内容を定める

- (1) 基準は、「指導者が、野球部の練習中に捕球のミスをした 1 名の部員に対し、右手で 1 回、部員の腹部を殴った。」である謹慎 1 か月。

- (2) 「A の左側頭部を右手で床に頭を押し付けた」行為は、「態様の悪質性」で、「被害者に重大な健康被害を発生させる可能性の高い場合」に該当し、これを考慮すると、選択できる処分は、「謹慎 1 か月～6 か月」となる。
- (3) 「頭部の全治 1 週間の打撲・挫傷」結果は、「結果の重大性」で、「軽微な健康被害(例:打撲、擦過傷)」に該当し、これを考慮すると、選択できる処分は、「謹慎 1 か月～3 か月」となる。
- (4) 加重要因の複数に該当するため、より重い加重要因((2))で判断し、選択できる処分は、「謹慎 1 か月～6 か月」となる。

(2) 第 2 の事実についての処分内容を定める

- (1) 基準は、「指導者が、野球部の練習中に捕球のミスをした 1 名の部員に対し、右手で 1 回、部員の腹部を殴った。」である謹慎 1 か月。
- (2) 「口の中を切り、全治 1 週間の傷害を負った」結果は、「結果の重大性」で、「軽微な健康被害(例:打撲、擦過傷)」に該当し、これを考慮すると、選択できる処分は、「謹慎 1 か月～3 か月」となる。

(3) 複数憲章違反行為についての判断

- (1) 複数憲章違反行為であるため、最も重い憲章違反行為(本件では謹慎 1 か月～6 か月)を基準に、1.5 倍以内の範囲で加重することができることから、選択できる処分は、「謹慎 1 か月～9 か月」となる。
- (2) 前項の謹慎期間内で、事案の内容に照らして、謹慎期間を選択し、**謹慎 3 か月**とする。

別紙Ⅱ 指導者による不適切な言動(ハラスメント)等

第1 適用例1

1 事案の概要

- (1) 部員 A(当時高校1年生)は、○月○日、○○高校グラウンドで開催された△△高校との練習試合に出場したが、試合中にミスを頻発した。
- (2) 監督は、A に対し、試合終了後、○○高校のグラウンドにおいて、約 5 分間、捕球が到底不可能なノックを連続して実施した。

2 判断方法

- (1) 基準は、「指導者が、練習試合でミスをした部員に対し、試合終了後、当該高校のグラウンドにおいて、約 5 分間、捕球が到底不可能なノックを連続して実施した(社会通念、科学に基づいた安全確保の点から限度を超えたような肉体的負荷を課す言動等)。」である謹慎1か月。
- (2) 本件事案は、いずれの加重・軽減要因にも該当しない。
- (3) よって、**謹慎1か月**とする。

第 2 適用例 2

1 事案の概要

監督は、○月○日、野球部の練習にミスをした A に対し、大声で、「帰れ」「野球部を辞めろ」と告げた。

2 判断方法

- (1) 基準は、「指導者が、野球部の練習中に捕球のミスをした 1 名の部員に対し「帰れ」「辞めろ」と発言した(言葉や態度による脅し、威圧、威嚇的・感情的な言動、過度の注意や叱責)。」である謹慎 1 か月。
- (2) 本件事案は、いずれの加重・軽減要因にも該当しない
- (3) よって、**謹慎 1 か月**とする。

第3 適用例3

1 事案の概要

- (1) 監督は、昨日の練習試合でミスをした部員 A(当時高校 1 年生)に対する指導の一環として、〇〇高校グラウンドでの練習中、A の至近距離(約 5 メートル)から、バットをフルスイングする形でのノックを約 10 分間行った。
- (2) 上記ノックのうち、監督が打った 1 球が、A の右ひじを直撃し、A は全治約 1 週間の打撲傷を負った。

2 判断方法

- (1) 基準は、「指導者が、練習試合でミスをした部員に対し、試合終了後、当該高校のグラウンドにおいて、約 5 分間、捕球が到底不可能なノックを連続して実施した(社会通念、科学に基づいた安全確保の点から限度を超えたような肉体的負荷を課す言動等)。」である謹慎 1 か月。
- (2) 「A の至近距離(約 5 メートル)から、バットをフルスイングする形でのノックを約 10 分間行った」行為は、「態様の悪質性」で、「被害者に重大な健康被害を発生させる可能性の高い場合」に該当し、これを考慮すると、選択できる処分は、「謹慎 1 か月～6 か月」となる。
- (3) A の右ひじに対する「全治約 1 週間の打撲傷」結果は、「結果の重大性」で、「軽微な健康被害(例:打撲、擦過傷)」に該当し、これを考慮すると、選択できる処分は、「謹慎 1 か月～3 か月」となる。
- (4) 加重要因の複数に該当するため、より重い加重要因((2))で判断し、選択できる処分は、「謹慎 1 か月～6 か月」となる。
- (5) 前項の謹慎期間内で、事案の内容に照らして、謹慎期間を選択し、**謹慎 3 か月**とする。

第4 適用例4

1 事案の概要

- (1) 部員 A(当時高校 1 年生)は、○月○日、○○高校グラウンドで開催された△△高校との練習試合に出場したが、試合中にミスを頻発した。
- (2) 監督は、練習試合終了後、他の部員がグラウンド整備をする間、(1)を理由に 10 分間にわたってグラウンドのベンチ前に A を正座させたまま指導を続け、その間に A に対し、土下座を行うよう強要した。
- (3) その後、他の部員によるグラウンド整備が終わり、監督はホームベース付近に集合するよう部員に指示したところ、A は正座から立って走ろうとして、足がもつれ転倒した。これにより A は右足の靭帯損傷の傷害(全治 6 週間)を負った。

2 判断方法

- (1) 基準は、「指導者が、練習終了後のミーティングにおいて、その日の練習においてミスした部員だけグラウンドに正座させて行った(合理性に欠ける行為を求める)。」である謹慎 1 か月。
- (2) 10 分にわたり正座をさせたうえで、土下座を強要する行為は、「態様の悪質性」で、「屈辱的な対応を伴う場合」に該当し、これを考慮すると、選択できる処分は、「謹慎 1 か月～6 か月」となる。
- (3) A が転倒し右足の靭帯損傷の傷害(全治 6 週間)を負っていることから、「結果の重大性」で、「重大な健康被害」に該当し、これを考慮すると、選択できる処分は、「謹慎 1 か月～9 か月」となる。
- (4) 加重要因の複数に該当するため、より重い加重要因((3))で判断し、選択できる処分は、「謹慎 1 か月～9 か月」となる。
- (5) 前項の謹慎期間内で、事案の内容に照らして、謹慎期間を選択し、**謹慎 6 か月**とする。

第 5 適用例 5

1 事案の概要

- (1) 部員 A(当時高校 1 年生)及び B(当時高校 1 年生)は、○月○日、○○高校グラウンドで開催された△△高校との練習試合に出場したが、試合中にミスを頻発した。
- (2) 監督は、練習試合終了後、部員全員をグラウンドに集めた。そして、他の部員の面前で、(1)を理由に 10 分間にわたってグラウンドのベンチ前に A 及び B を正座させたまま指導を続け、その間に A 及び B に対し、土下座を行うよう強要した。

2 判断方法

複数の部員に対する行為であるため、「複数の憲章違反行為と評価される場合」に該当する。そのため、まずは各行為のうち「最も重い処分内容」を検討した後、複数憲章違反行為についての判断を行う。

(1) A に対する事実についての処分内容を定める

- (1) 基準は、「指導者が、練習終了後のミーティングにおいて、その日の練習においてミスした部員だけグラウンドに正座させて行った(合理性に欠ける行為を求める)。」である謹慎 1 か月。
- (2) 10 分にわたり正座をさせただけで、土下座を強要する行為は、「態様の悪質性」で、「屈辱的な対応を伴う場合」に該当し、これを考慮すると、選択できる処分は、「謹慎 1 か月～6 か月」となる。

(2) B に対する事実についての処分内容を定める

- (1) 基準は、「指導者が、練習終了後のミーティングにおいて、その日の練習においてミスした部員だけグラウンドに正座させて行った(合理性に欠ける行為を求める)。」である謹慎 1 か月。
- (2) 10 分にわたり正座をさせただけで、土下座を強要する行為は、「態様の悪質性」で、「屈辱的な対応を伴う場合」に該当し、これを考慮すると、選択できる処分は、「謹慎 1 か月～6 か月」となる。

(3) 複数憲章違反行為についての判断

- (1) 複数憲章違反行為であるため、最も重い憲章違反行為（本件では「**謹慎 1 か月～6 か月**」）を基準に、1.5 倍以内の範囲で加重することができることから、選択できる処分は、「**謹慎 1 か月～9 か月**」となる。
- (2) 前項の謹慎期間内で、事案の内容に照らして、謹慎期間を選択し、**謹慎 4 か月**とする。

第6 適用例6

1 事案の概要

- (1) 部員 A(当時高校1年生)、及び B(当時高校1年生)は、8月〇日、〇〇高校グラウンドで開催された△△高校との練習試合に出場したが、試合中にミスを頻発した。
- (2) 監督は、練習試合が終了し、他の部員が解散した後の同日午後2時頃、A及びBに対し自らの指示があるまでグラウンドをランニングし続けるよう指示し、結果として2時間にわたり部員らを炎天下の中ランニングさせた。
- (3) (2)の行為以降、Aは野球部の活動に1か月程度参加することができなくなった。そのため、〇月〇日にAの保護者がAを〇〇病院に受診させたところ、(2)のランニング行為が原因の一つであるとしたうえで、適応障害(全治2週間)の診断を受けた。

2 判断方法

複数の部員に対する行為であるため、「複数の憲章違反行為と評価される場合」に該当する。そのため、まずは各行為のうち「最も重い処分内容」を検討した後、複数憲章違反行為についての判断を行う。

(1) Aに対する事実についての処分内容を定める

- (1) 基準は、「指導者が、37度を超える発熱及び咳を理由として、部員が練習を休む旨伝えたところ、部員に対し、「昔はそんな理由で休む部員はいなかった」と伝えたとうえで、当日の練習に参加するよう強要した(医・科学に基づいた健康管理、安全確保の点から認め難い言動等)。」である謹慎1か月。
- (2) 8月の炎天下で2時間にわたりランニングさせる行為は、「態様の悪質性」で、「被害者に重大な健康被害を発生させる可能性の高い場合」に該当し、これを考慮すると、選択できる処分は、「謹慎1か月～6か月」となる。
- (3) Aが適応障害(全治2週間)の診断を受けていることから、「結果の重大性」で、「軽微な健康被害(例:打撲、擦過傷)」に該当し、これを考慮すると、選択できる処分は、「謹慎1か月～3か月」となる。

- (4) 監督の行為を一因として、A は野球部の活動に 1 か月程度参加することができなくなったことから、「結果の重大性」で、「部員が登校できない・部活動できない」に該当し、これを考慮すると、選択できる処分は、「謹慎 1 か月～9 か月」となる。
- (5) 加重要因の複数に該当するため、より重い加重要因((4))で判断し、選択できる処分は、「謹慎 1 か月～9 か月」となる。

(2) B に対する事実についての処分内容を定める

- (1) 基準は、「指導者が、37 度を超える発熱及び咳を理由として、部員が練習を休む旨伝えたところ、部員に対し、「昔はそんな理由で休む部員はいなかった」と伝えたとうえで、当日の練習に参加するよう強要した(医・科学に基づいた健康管理、安全確保の点から認め難い言動等)。」である謹慎 1 か月。
- (2) 8 月の炎天下で 2 時間にわたりランニングさせる行為は、「態様の悪質性」で、「被害者に重大な健康被害を発生させる可能性の高い場合」に該当し、これを考慮すると、選択できる処分は、「謹慎 1 か月～6 か月」となる。

(3) 複数憲章違反行為についての判断

- (1) 複数憲章違反行為であるため、最も重い憲章違反行為(本件では「謹慎 1 か月～9 か月」)を基準に、1.5 倍以内の範囲で加重することができることから、選択できる処分は、「謹慎 1 か月～13.5 か月」となり、上限については切り上げて 14 か月とする。
- (2) 前項の謹慎期間内で、事案の内容に照らして、謹慎期間を選択し、**謹慎 6 か月**とする。

第 7 適用例 7

1 事案の概要

- (1) 適用例 6「1 事案の概要」(1)から(3)までに同じ。
- (2) 監督は、(1)の行為を理由として、○県教育委員会から停職 1 か月の処分を受けた。

2 判断方法

複数の部員に対する行為であるため、「複数の憲章違反行為と評価される場合」に該当する。そのため、まずは各行為のうち「最も重い処分内容」を検討した後、複数憲章違反行為についての判断を行う。

(1) A に対する事実についての処分内容を定める

適用例 6「2 判断方法」に記載のとおり、選択できる処分は、「謹慎 1 か月～9 か月」となる。

(2) B に対する事実についての処分内容を定める

適用例 6「2 判断方法」に記載のとおり、選択できる処分は、「謹慎 1 か月～6 か月」となる。

(3) 軽減要因及び複数憲章違反行為についての判断

- (1) 監督が○県教育委員会から停職 1 か月の処分を受けたことから、「社会的制裁を受けている場合」と評価し、軽減がない場合の謹慎期間の下限を最大 2 分の 1 にまで軽減することができるため、選択できる処分は、それぞれ、A に対する事実について「謹慎 0.5 か月～9 か月」、B に対する事実について「謹慎 0.5 か月～6 か月」となり、下限については切り捨てて不処分(謹慎 0 か月)とする。
- (2) 複数憲章違反行為であるため、最も重い憲章違反行為(本件では「不処分～謹慎 9 か月」)を基準に、1～1.5 倍の謹慎期間とすることとなるので、選択できる処分は、「不処分～謹慎 13.5 か月」となり、上限については切り上げて 14 か月とする。
- (3) 前項の謹慎期間内で、事案の内容に照らして、謹慎期間を選択し、**謹慎 5 か月**とする。

第 8 適用例 8

1 事案の概要

監督は、○月○日、野球部の練習中、部員 A に対し指導をしたが、A は監督の指導や声掛けに対し、ほとんど反応しなかった。これに腹を立てた監督は、同日午後○時頃、他の部員を集めたうえで、A の目の前に立ち、大声で「お前は人間として終わっている」「人として魅力がない」等と告げた。

2 判断方法

- (1) 基準は、「指導者が、野球部の練習中に捕球のミスをした 1 名の部員に対し「帰れ」「辞めろ」と発言した(言葉や態度による脅し、威圧、威嚇的・感情的な言動、過度の注意や叱責)。」である謹慎 1 か月。
- (2) 「お前は人間として終わっている」「人として魅力がない」との発言内容は、「態様の悪質性」で、「重大な人格否定の言動等を行った場合」に該当し、これを考慮すると、選択できる処分は、「謹慎 1 か月～6 か月」となる。
- (3) 他の部員を敢えて集めたうえで、上記の不適切な発言を行う行為は、「被害者に強い精神的な影響を及ぼす可能性の高い場合」及び「被害者以外の部員に対して強い精神的な影響を及ぼす可能性の高い場合」に該当し、これを考慮すると、選択できる謹慎期間は「謹慎 1 か月～6 か月」となる。
- (4) 加重要因の複数に該当するが、いずれも同じ幅の加重要因であるため、選択できる処分は、「謹慎 1 か月～6 か月」となる。
- (5) 前項の謹慎期間内で、事案の内容に照らして、謹慎期間を選択し、**謹慎 3 か月**とする。

第9 適用例9

1 事案の概要

(1) 第1事実

(1) 部員 A(高校1年生)は、○月○日、野球部の部活に参加するためにグラウンドに向かったが、その際、他の部員や監督から挨拶を受けたにもかかわらず、挨拶を返さないか、あたかも感情のないような態様で小さな声で挨拶するにとどまっていた。

(2) 監督は、(1)の行為を見て、練習中に A を呼びつけ、「なんだお前の挨拶は。とても人間とは思えない。まるで機械みたいで、まったく気持ちが入ってない」と告げた。

(2) 第2事実

(1) 部員 B(高校2年生)は、○月○日、○○高校グラウンドで開催された△△高校との練習試合に出場したが、試合中にミスを頻発した。

(2) 練習試合終了後、監督は、他の部員の面前で、B に対し、「なんだお前のプレイは。気持ちが全然入ってない。そのような態度であれば辞めてもらって構わない。そもそもお前はこの学校に来る人間ではなかった。」と告げた。

2 判断方法

複数の事実が認められるため、「複数の憲章違反行為と評価される場合」に該当する。そのため、まずは各行為のうち「最も重い処分内容」を検討した後、複数憲章違反行為についての判断を行う。

(1) 第1の事実についての処分内容を定める

(1) 基準は、「指導者が、野球部の練習中に捕球のミスをした1名の部員に対し「帰れ」「辞めろ」と発言した(言葉や態度による脅し、威圧、威嚇的・感情的な言動、過度の注意や叱責)。」である謹慎1か月。

(2) 「人間とは思えない」との発言は、「態様の悪質性」で、「重大な人格否定の発言をした場合」に該当し、これを考慮すると、選択できる処分は、「謹慎1か月～6か月」となる。

(2) 第2の事実についての処分内容を定める

- (1) 基準は、「指導者が、野球部の練習中に捕球のミスをした1名の部員に対し「帰れ」「辞めろ」と発言した(言葉や態度による脅し、威圧、威嚇的・感情的な言動、過度の注意や叱責)。」である謹慎1か月。
- (2) 「そもそもお前はこの学校に来る人間ではなかった」との発言は、「態様の悪質性」で、「重大な人格否定の発言をした場合」に該当し、これを考慮すると、選択できる処分は、「謹慎1か月～6か月」となる。
- (3) 他の部員の面前で、上記の不適切な発言を行う行為は、「被害者に強い精神的な影響を及ぼす可能性の高い場合」及び「被害者以外の部員に対して強い精神的な影響を及ぼす可能性の高い場合」に該当し、これを考慮すると、選択できる謹慎期間は「謹慎1か月～6か月」となる。
- (4) 加重要因の複数に該当するが、いずれも同じ幅の加重要因であるため、選択できる処分は、「謹慎1か月～6か月」となる。

(3) 複数憲章違反行為についての判断

- (1) 複数憲章違反行為であるため、最も重い憲章違反行為(本件では「謹慎1か月～6か月」)を基準に、1.5倍以内の範囲で加重することができることから、選択できる処分は、「謹慎1か月～9か月」となる。
- (2) 前項の謹慎期間内で、事案の内容に照らして、謹慎期間を選択し、**謹慎4か月**とする。

第 10 適用例 10

1 事案の概要

(1) 第 1 事実

(1) 部員 A(高校 1 年生)は、○月○日○時頃、グラウンドにおいて守備の練習に参加していたが、当該練習がうまくできず、その際、自らの体をうまくコントロールできていない状況が続いていた。

(2) 監督は、(1)の行為を見て、他の部員が聞こえるような大きな声で、A に対し「おい、何だその動きは。気持ち悪い。障がい者みたいじゃないか」と告げた。

2 第 2 事実

(1) 部員 B(高校 2 年生)は、○月○日、○○高校グラウンドで開催された△△高校との練習試合に出場したが、試合中の守備でミスを頻発した。

(2) 練習試合終了後、監督は、他の部員の面前で、B に対し、「お前、今日全然動けてなかったな。だいぶ太ったから仕方ないか。まるで豚だな。」と発言した。

3 その他の事実

監督は、3 年前(○月○日)、部員の頭を叩いたことを理由に謹慎 1 か月の処分を受けている。

2 判断方法

複数の事実が認められるため、「複数の憲章違反行為と評価される場合」に該当する。そのため、まずは各行為のうち「最も重い処分内容」を検討した後、複数憲章違反行為についての判断を行う。

(1) 第 1 の事実についての処分内容を定める

(1) 基準は、「指導者が、野球部の練習中に捕球のミスをした 1 名の部員に対し「帰れ」「辞めろ」と発言した(言葉や態度による脅し、威圧、威嚇的・感情的な言動、過度の注意や叱責)。」である謹慎 1 か月。

(2) 「障がい者みたいじゃないか」との発言は、「態様の悪質性」で、「差別的言動等を行っ

た場合」に該当し、これを考慮すると、選択できる処分は、「謹慎 1 か月～6 か月」となる。

(2) 第 2 の事実についての処分内容を定める

- (1) 基準は、「指導者が、野球部の練習中に捕球のミスをした 1 名の部員に対し「帰れ」「辞めろ」と発言した(言葉や態度による脅し、威圧、威嚇的・感情的な言動、過度の注意や叱責)。」である謹慎 1 か月。
- (2) 「だいぶ太ったから仕方がないか。まるで豚だな。」との発言は、「態様の悪質性」で、「重大な人格否定の言動等を行った場合」に該当し、これを考慮すると、選択できる処分は、「謹慎 1 か月～6 か月」となる。
- (3) 他の部員の面前で、上記の不適切な発言を行う行為は、「被害者に強い精神的な影響を及ぼす可能性の高い場合」及び「被害者以外の部員に対して強い精神的な影響を及ぼす可能性の高い場合」に該当し、これを考慮すると、選択できる謹慎期間は「謹慎 1 か月～6 か月」となる。
- (4) 加重要因の複数に該当するが、いずれも同じ幅の加重要因であるため、選択できる処分は、「謹慎 1 か月～6 か月」となる。

(3) 過去の学生野球団体等による制裁を考慮した加重

- (1) 監督は、3 年前に謹慎 1 か月の処分を受けていることから、「10 年以内に「注意・嚴重注意」あるいは「処分」を受けた者である場合」に該当し、選択した謹慎期間から 2 倍以内での加重が可能となる。
- (2) そのため、選択できる処分は、それぞれ、「謹慎 1 か月～12 か月」となる。

(4) 複数憲章違反行為についての判断

- (1) 複数憲章違反行為であるため、最も重い憲章違反行為(本件では「謹慎 1 か月～12 か月」)を基準に、1.5 倍以内の範囲で加重することができることから、選択できる処分は、「謹慎 1 か月～18 か月」となる。
- (2) 前項の謹慎期間内で、事案の内容に照らして、謹慎期間を選択し、**謹慎 6 か月**とする。

第 11 適用例 11

1 事案の概要

- (1) 部員 B(高校 2 年生)は、○月○日、○○高校グラウンドで開催された△△高校との練習試合に出場したが、試合中にミスを頻発した。
- (2) 練習試合終了後、監督は、他の部員の面前で、B に対し、「なんだお前のプレイは。気持ちが全然入ってない。そのような態度であれば辞めてもらって構わない。そもそもお前はこの学校に来る人間ではなかった。」と告げた。
- (3) (2)以外にも、監督は、常習的に、B に対し、「お前はこの学校に来る人間ではない。」と発言していた。
- (4) (2)及び(3)を一因として、B は○月○日をもって野球部を退部し、その後、○月○日をもって他の高校へ転学した。

2 判断方法

常習的な発言があるため、「憲章違反行為に継続性常習性が認められる場合」に該当する。そのため、「最も重い処分内容」を検討した後、複数憲章違反行為についての判断を行う。

- (1) 基準は、「指導者が、野球部の練習中に捕球のミスをした 1 名の部員に対し「帰れ」「辞めろ」と発言した(言葉や態度による脅し、威圧、威嚇的・感情的な言動、過度の注意や叱責)。」である謹慎 1 か月。
- (2) 「そもそもお前はこの学校に来る人間ではなかった」との発言は、「態様の悪質性」で、「重大な人格否定の言動等を行った場合」に該当し、これを考慮すると、選択できる処分は、「謹慎 1 か月～6 か月」となる。
- (3) 他の部員の面前で、上記の不適切な発言を行う行為は、「被害者に強い精神的な影響を及ぼす可能性の高い場合」及び「被害者以外の部員に対して強い精神的な影響を及ぼす可能性の高い場合」に該当し、これを考慮すると、選択できる謹慎期間は「謹慎 1 か月～6 か月」となる。

- (4) Bが野球部を退部、学校を転学したため、「行為が原因の1つとなって部員が退部・転学」に該当し、これを考慮すると、選択できる処分は「謹慎1か月～除名」となる。ただし、行為と結果の因果関係が薄くなるにしたがって、加重要素としては低く考慮する。
- (5) 加重要因の複数に該当するため、より重い加重要因((4))で判断し、選択できる処分は、「謹慎1か月～除名」となる。
- (6) 憲章違反行為に継続性常習性が認められるため、最も重い憲章違反行為(本件では「謹慎1か月～除名」)を基準に、1.5倍以内の範囲で加重することができることから、選択できる処分は、「謹慎1か月～除名」となる。
- (7) 前項の謹慎期間内で、事案の内容に照らして、謹慎期間を選択し、**謹慎8か月**とする。

第 12 適用例 12

1 事案の概要

(1) 第 1 事実

監督は、○月○日午後○時頃、○○高校のグラウンドで練習中、キャプテンであった部員 A(当時高校2年生)に対し、練習中に声を出していなかったことを理由として、ベンチ前に呼びつけ、右手で A の顔面を複数回殴打した。これにより A は口の中を切り、全治1週間の傷害を負った。

(2) 第 2 事実

(1) A は、8月○日、○○高校グラウンドで開催された△△高校との練習試合に出場したが、試合中にミスを頻発した。

(2) 監督は、練習試合が終了した同日午後○時頃、○○高校グラウンドにおいて、他の部員が集まっている前で、A に対し、「死ね」「キャプテン辞めろ」「お前がこの部にいる意味はない」「キャプテンを辞めないなら試合には出さない」と発言した。

(3) (2)の行為を原因として、部員 A は翌△日午前△時頃、自死した。

2 判断方法

複数の事実が認められるため、「複数の憲章違反行為と評価される場合」に該当する。そのため、まずは各行為のうち「最も重い処分内容」を検討した後、複数憲章違反行為についての判断を行う。

(1) 第 1 の事実についての処分内容を定める

(1) 基準は、「指導者が、野球部の練習中に捕球のミスをした 1 名の部員に対し、右手で 1 回、部員の腹部を殴った。」である謹慎 1 か月。

(2) A は全治 1 週間の傷害を負っていることから、「結果の重大性」で、「軽微な健康被害(例:打撲、擦過傷)」に該当し、これを考慮すると、選択できる処分は、「謹慎 1 か月～3 か月」となる。

(2) 第2の事実についての処分内容を定める

- (1) 基準は、「指導者が、野球部の練習中に捕球のミスをした1名の部員に対し「帰れ」「辞めろ」と発言した(言葉や態度による脅し、威圧、威嚇的・感情的な言動、過度の注意や叱責)。」である謹慎1か月。
- (2) 「死ね」「お前がこの部にいる意味はない」といった発言は、「態様の悪質性」で、「重大な人格否定の言動等」に該当し、これを考慮すると、選択できる処分は、「謹慎1か月～6か月」となる。
- (3) 他の部員の面前で、上記の不適切な発言を行う行為は、「被害者に強い精神的な影響を及ぼす可能性の高い場合」及び「被害者以外の部員に対して強い精神的な影響を及ぼす可能性の高い場合」に該当し、これを考慮すると、選択できる謹慎期間は「謹慎1か月～6か月」となる。
- (4) 監督の発言を原因として、Aは自死していることから、「結果の重大性」で、「回復不能な健康被害・死亡」に該当し、これを考慮すると、選択できる処分は、「1年～除名」となる。
- (5) 加重要因の複数に該当するため、より重い加重要因((4))で判断し、選択できる処分は、「謹慎1年～除名」となる。

(3) 複数憲章違反行為についての判断

- (1) 複数憲章違反行為であるため、最も重い憲章違反行為(本件では「謹慎1年～除名」)を基準に、1.5倍以内の範囲で加重することができることから、選択できる処分は、「謹慎1年～除名」となる。
- (2) 前項の謹慎期間内で、事案の内容に照らして、処分を選択し、**除名**とする。

別紙Ⅲ 指導者等による性暴力等

第1 適用例1

1 事案の概要

監督は、○月○日午後○時頃、野球部部室で、部員A(当時高校1年生)に対し、脅迫の上、性交を行った。

2 判断方法

- (1) 基準は、「指導者が、当該校に所属する学生1名に対する性犯罪(不同意性交等、不同意わいせつ、児童福祉法違反、児童買春)を行った。」である除名。
- (2) 本件事案は、いずれの加重・軽減要因にも該当しない。
- (3) よって、**除名**とする。

第 2 適用例 2

1 事案の概要

- (1) 監督(30歳)は、○月○日午後○時頃、生徒指導室で、当該校の学生 A(部員ではない。当時高校 1 年生、15 歳)と同意の上で性関係をもった。
- (2) 監督は、不同意性交等の罪として懲役の判決を受けた。
- (3) ○県教育委員会は、監督を懲戒免職とした。

2 判断方法

- (1) 基準は、「指導者が、当該校に所属する学生 1 名に対する性犯罪(不同意性交等、不同意わいせつ、児童福祉法違反、児童買春)を行った。」である除名。
- (2) 既に刑罰及び懲戒処分を受けており、「社会的制裁を受けている場合」と評価し、軽減要因として「2 分の 1」まで軽減することができるため、これを考慮すると、選択できる処分は、「無期謹慎～除名」となる。
- (3) 前項の謹慎期間内で、事案の内容に照らして、処分を選択し、**除名**とする。

第3 適用例3

1 事案の概要

- (1) 監督は、○月○日午後○時頃、部員A(当時大学3年生、21歳)に情交を迫ったが、Aがこれを拒んだため、Aをチーム内で配置転換し、Aの希望しない業務を負担させた。
- (2) Aは、業務の負担に耐えられず、部長に相談した結果、事実が発覚した。

2 判断方法

- (1) 基準は、「指導者が、部員1名に対し、対価型セクシュアルハラスメント(部員に情交を迫ったが、部員がこれを拒んだため、不利益な取り扱いをする等)を行った。」である、事案の性質に沿って謹慎3か月から1年まで。
- (2) 本件事案は、いずれの加重・軽減要因にも該当しない。
- (3) (1)の謹慎期間内で、事案の内容に照らして、謹慎期間を選択し、**謹慎9か月**とする。

第4 適用例4

1 事案の概要

監督は、○月○日、部員らとのミーティングにおいて、「お前らセックスしたことはあるか」などと発言した。

2 判断方法

- (1) 基準は、「指導者が、部員に対し、環境型セクシュアルハラスメント(会話の中でわいせつな発言をする等)を行った。」ものであるから、**謹慎1か月**。
- (2) 本件事案は、いずれの加重・軽減要因にも該当しない。
- (3) よって、**謹慎1か月**とする。

別紙Ⅳ 指導者等による交通事犯

第1 適用例 1

1 事案の概要

監督は、休日であった○月○日午前○時頃、自家用車を、制限速度を 20 キロメートル/時超えて運転し、これを現認した警察官が交通反則告知書(いわゆる「青切符」)を交付した。

2 判断方法

- (1) 基準は、「指導者が、野球部活動に関連しない場面で、交通事故(物損事故)または交通違反を起こした。」である不処分。
- (2) 本件事案は、いずれの加重・軽減要因にも該当しない。
- (3) よって、日本学生野球協会としては**処分しない**。

第2 適用例2

1 事案の概要

監督は、○月○日午前○時頃、野球部のマイクロバスを運転し、大会会場まで部員を送迎した。会場から学校までの帰り道、監督は、眠気から誤って、赤信号を無視してしまった。

これを現認した警察官は、監督に交通反則告知書(いわゆる「青切符」)を交付した。

2 判断方法

- (1) 基準は、「指導者が、野球部活動中(大会会場までの送迎など)に、交通事故(物損事故)または交通違反を起こした。」である**謹慎1**か月。
- (2) 本件事案は、いずれの加重・軽減要因にも該当しない。
- (3) よって、**謹慎1**か月とする。

第3 適用例3

1 事案の概要

監督は、○月○日午前○時頃、野球部のマイクロバスを運転し、大会会場へ向かう道中、開会式の時間に間に合わないことに焦り、赤色信号を無視し、制限速度を約 50 キロメートル/時超過して運転した。

これを現認した警察官は、監督に告知票(いわゆる「赤切符」)を交付した。

2 判断方法

- (1) 基準は、「指導者が、野球部活動中(大会会場までの送迎など)に、交通事故(物損事故)または交通違反を起こした。」である謹慎 1 か月。
- (2) 本件事案は、赤色信号を殊更に無視し、制限速度を 50 キロメートル/時超過した「危険運転行為」に該当するところ、これを考慮すると、選択できる処分は、「謹慎 3 か月～除名」となる。
- (3) 前項の謹慎期間内で、事案の内容に照らして、謹慎期間を選択し、**謹慎 6 か月**とする。

第4 適用例4

1 事案の概要

監督は、休日に、缶ビール(500ml)1缶を飲んで30分後、急用で自家用車を運転した(酒気帯び運転)。自動車検問中の警察官は、呼気検査を行うなどした後、交通反則告知書(いわゆる「青切符」)を交付した。

2 判断方法

- (1) 基準は、「指導者が、野球部活動に関連しない場面で、交通事故(物損事故)又は交通違反を起こした。」である不処分。
- (2) 本件事案は、「酒気帯び運転」に該当し、これを考慮すると、選択できる処分は、「**謹慎3か月～1年**」となる。
- (3) 前項の謹慎期間内で、事案の内容に照らして、**謹慎期間**を選択し、**謹慎6か月**とする。

第 5 適用例 5

1 事案の概要

監督は、○月○日○時頃、野球部のマイクロバスを運転し、大会会場から学校までの帰り道で通行人とぶつかる事故を起こしたが、同人を救護せず、また、警察に通報することなく、その場から立ち去った。当該通行人はこれにより全治1週間のけがを負った。同乗していた部員にけがは生じなかった。

通報を受けて臨場した警察官は、防犯カメラ等の映像から、マイクロバス及び運転者である監督を特定し、監督に事情聴取をした。

2 判断方法

- (1) 基準は、「指導者が、通行人に全治 1 週間の怪我を負わせる人身事故を起こした。」である**謹慎 2 か月**。
- (2) 本件事案は、「ひき逃げ・当て逃げ(救護・報告義務違反)」に該当し、これを考慮すると、選択できる処分は、「**謹慎 3 か月～無期謹慎**」となる。
- (3) 前項の**謹慎期間**内で、事案の内容に照らして、**謹慎期間**を選択し、**謹慎 6 か月**とする。

第 6 適用例 6

1 事案の概要

監督は、休日であった〇月〇日〇時頃、当時勤務していた高校の同僚の歓迎会に参加するため、高校から自家用車を運転し、その会場付近の駐車場に駐車した。監督は、歓迎会に参加して飲酒し、20キロメートル以上離れた自宅に帰るため、自家用車の運転を開始し、約100メートル走行した場所にある丁字路交差点を右折した際、優先道路から同交差点に進入してきた車両と衝突する事故を起こし、相手方の運転手及び同乗者にけがはなかったものの、相手方の車両に一部破損が生じた。

教育委員会は、上記事故を理由に監督を懲戒免職とした。

2 判断方法

- (1) 基準は、「指導者が、野球部活動に関連しない場面で、交通事故(物損事故)または交通違反を起こした。」である不処分。
- (2) 本件事案は、飲酒運転であって「飲酒運転等の危険運転行為」に該当し、これを考慮すると、選択できる処分は、「謹慎 3 か月～除名」となる。
- (3) 他方で、既に憲章違反行為を理由に懲戒処分を受けており、「社会的制裁を受けている場合」と評価し、軽減要因として「2 分の 1」まで軽減することができるため、これを考慮すると、選択できる処分は、「謹慎 1.5 か月～除名」となり、下限については切り捨てて謹慎 1 か月とする。
- (4) 前項の謹慎期間内で、事案の内容に照らして、謹慎期間を選択し、**無期謹慎**とする。

第7 適用例7

1 事案の概要

監督は、○月○日○時頃、野球部のマイクロバスを運転し、部員を遠征試合に送迎していたところ、その道中に、ハンドル操作を誤り、ガードレールに衝突する事故を起こした。部員にけがは生じなかった。監督は、遠征先との試合を優先して、これを警察に報告しなかった。

2 判断方法

- (1) 基準は、「指導者が、通行人に全治1週間の怪我を負わせる人身事故を起こした。」である**謹慎2か月**。
- (2) 本件事案は、「ひき逃げ・当て逃げ(救護・報告義務違反)」に該当し、これを考慮すると、選択できる処分は、「**謹慎2か月～無期謹慎**」となる。
- (3) 前項の**謹慎期間**内で、事案の内容に照らして、**謹慎期間**を選択し、**謹慎6か月**とする。

第 8 適用例 8

1 事案の概要

監督は、休日であった〇月〇日午後〇時頃、自家用車を運転していたところ、交差点を左折する際に左方の確認を怠り、横断歩道を歩行中の女性(当時 85 歳)に衝突する事故を起こした。この事故により、女性は右小指を骨折する全治1か月の傷害を負った。監督は、事故を起こしたにもかかわらず、そのまま現場から走り去った。

これを認知した教育委員会は、監督を停職 2 か月とした。

2 判断方法

- (1) 基準は、「野球部活動に関連しない場面で、全治 1 週間の怪我を負わせる人身事故を起こした。」である謹慎 2 か月。
- (2) 本件事案は、重大な健康被害を負わせるものであって「結果の重大性」のうち「重大な健康被害」に該当し、これを考慮すると、選択できる処分は、「謹慎 6 か月～無期謹慎」となる。
- (3) 本件事案は、「ひき逃げ・当て逃げ(救護・報告義務違反)」に該当し、これを考慮すると、選択できる処分は、「謹慎 1 か月～無期謹慎」となる。
- (4) 加重要因の複数に該当するため、より重い加重要因((2))で判断し、選択できる処分は、「謹慎 6 か月～無期謹慎」となる。
- (5) 他方で、既に憲章違反行為と同一の事由を理由に懲戒処分を受けているため、「社会的制裁を受けている場合」と評価し、軽減要因として「2 分の 1」まで軽減することができるため、これを考慮すると、選択できる処分は、「謹慎 3 か月～無期謹慎」となる。
- (6) 前項の謹慎期間内で、事案の内容に照らして、謹慎期間を選択し、**謹慎 1 年**とする。

別紙 V 指導者の横領行為等

第 1 適用例 1

1 事案の概要

- (1) 監督は、○年○月から2年以上にわたり、毎月、部費の中から1万円を領得し生活費等に費消し続けた結果、その総額は30万円に上ったが、発覚した。
- (2) 発覚後、監督は全額を返還(部費の管理口座に入金)し、勤務先の学校を諭旨解雇となった。
- (3) なお、上記事実は報道されておらず、監督は刑事処分を受けていない。

2 判断方法

- (1) 基準は、「指導者が、預かった(又は保管してある)部費から 1 万円横領(又は窃取)した。」である無期謹慎。
- (2) 「2年以上にわたり、毎月」行われたことは、「態様の悪質性」において、「計画的または継続的な場合」であるといえ、これを考慮すると、選択できる処分は、「無期謹慎～除名」となる。
- (3) 全額を返還していることから、「被害弁償を行った。」といえ、軽減がない場合の謹慎期間の下限を最大 2 分の 1 にまで軽減することができるため、選択できる処分は、「謹慎 2 年～除名」となる。
- (4) 前項の謹慎処分期間内で、事案の内容に照らして、謹慎期間を選択し、**無期謹慎**とする。

第 2 適用例 2

1 事案の概要

- (1) 監督は、○月○日、勤務先学校内に所在する金庫において、野球部の活動用として封筒に入れられて保管されていた金銭の中から50万円を、校内において別途管理されていた鍵を無断で利用して当該金庫を開扉して窃取し、遊興費に費消し、発覚した。
- (2) 発覚後、監督は全額を返還(部費の管理口座に入金)し、勤務先の学校を諭旨解雇となった。
- (3) この件は当該地方の新聞において報道され、複数学校に苦情の電話が入る事態となったほか、監督は当該都道府県の学生野球連盟の役員を務めていた。

2 判断方法

- (1) 基準は、「指導者が、預かった(又は保管してある)部費から 1 万円横領(又は窃取)した。」である無期謹慎。
- (2) 全額を返還していることから、「被害を弁償」したといえ、軽減がない場合の謹慎期間の下限を最大 2 分の 1 にまで軽減することができるため、選択できる処分は、「謹慎 2 年～無期謹慎」となる。
- (3) また、監督は当該都道府県の学生野球連盟の役員を務めていたことから、一般的な加重要因である「学生野球団体等の役員等である場合」に該当し、1.3 倍以内の範囲で加重することができることから、選択できる処分は、「謹慎 2 年～除名」となる。
- (4) 他方で、本件事案を理由に既に懲戒処分を受けているため、「社会的制裁を受けている場合」と評価し、軽減要因として「2 分の 1」まで軽減することができるため、これを考慮すると、選択できる処分は、「謹慎 1 年～除名」となる。
- (5) 前項の謹慎処分期間内で、事案の内容に照らして、謹慎期間を選択し、**無期謹慎**とする。

第3 適用例3

1 事案の概要

- (1) 監督は、○月○日、部活動に関連して得られる助成金を、対象となる活動の実態が無いにもかかわらずこれがあるように資料を作成して装い、申請をし、合計 300 万円の助成金を取得した。この際、虚偽の資料作成の一部を部員に手伝わせていた。ただし当該 300 万円は、部活動に関連する支出に充てられており、監督が私的に費消した形跡は認められない。
- (2) このことが発覚し、監督は全額を返金したが、勤務先の学校において嚴重注意処分になるとともに 1 年間指導から外れた。
- (3) 監督は前提として深く反省していると述べた上でこの程度のことは許されるものと考えていたほか、専ら部活動のための行為であったと弁明し、客観的状況も当該弁明と整合しているほか、極めて多数の寛大な処分を求める嘆願書が提出されている(刑事処分や報道の対象とはなっていない)。

2 判断方法

- (1) 基準は、「指導者が、預かった(又は保管してある)部費から 1 万円横領(又は窃取)した。」である無期謹慎。
- (2) 「総額は 300 万円」であることは、「被害の大きさ」の点で「100 万円を超える」ため、「被害が非常に高額な場合」に該当し、これを考慮すると、選択できる処分は、「無期謹慎～除名」となる。
- (3) 「対象となる活動の実態が無いにもかかわらずこれがあるように資料を作成して装い、申請をし」たことは、「態様の悪質性」において、「計画的」であるといえ、これを考慮すると、選択できる処分は、「無期謹慎～除名」となる。
- (4) 「学生を手伝わせていた」ことは「態様の悪質性」において「部員を関与させた場合」に当たるといえ、これを考慮すると、選択できる処分は、「無期謹慎～除名」となる。
- (5) 加重要因の複数に該当するが、いずれも同じ幅の加重要因であるため、選択できる処

分は、「無期謹慎～除名」となる。

- (6) 全額を返還していることから、「被害を弁償」したといえ、軽減要因として「2分の1」まで軽減することができるため、選択できる処分は、「謹慎2年～除名」となる。

なお、嘆願書が提出されている点は何らの軽減要因にならないため、考慮しない。

- (7) 前項までの謹慎期間内で、事案の内容に照らして、謹慎期間を選択し、**無期謹慎**とする。

別紙 VI 報告義務違反等

第 1 適用例 1

1 事案の概要

- (1) 部員 A は、○月1日に、野球部部室で、部員Bに対し、右手で 1 回、腹部を殴った。
監督は、同日中に、目撃者である部員 C から当該事実を聞かされた。
- (2) 監督は、上記事実を、○月末日まで、学校長ほかに報告しなかった。

2 判断方法

- (1) 基準は、「指導者が、選手による憲章違反行為(例えば飲酒)を認めた後、3 日以内に
学校長、部長に報告することを怠った。」である謹慎 1 か月。
- (2) 本件事案は、いずれの加重・軽減要因にも該当しない。
- (3) よって、**謹慎 1 か月**とする。

第2 適用例2

1 事案の概要

- (1) 監督は、○月1日午後4時頃、野球部グラウンドでの練習中、部員A(当時高校1年生)が行うピッチングの内容を見て、これを咎める目的でAを自らの元に呼んだ。そのうえで、Aに注意をしている最中に、Aの胸倉を右手で殴打した。
- (2) 監督は、上記事実を、○月末日まで、学校長ほかに報告しなかった。

2 判断方法

(1) 報告義務違反以外についての処分内容を定める

- (1) 基準は、「指導者が、野球部の練習中に捕球のミスをした1名の部員に対し、右手で1回、部員の腹部を殴った。」である謹慎1か月。
- (2) 本件事案は、いずれの加重・軽減要因にも該当しない。
- (3) よって、謹慎1か月とする。

(2) 報告義務違反についての処分内容を定める

- (1) 基準は、「指導者が、選手による憲章違反行為(例えば飲酒)を認めた後、3日以内に学校長、部長に報告することを怠った。」である謹慎1か月。
- (2) 本件事案は、いずれの加重・軽減要因にも該当しない。
- (3) よって、謹慎1か月とする。

(3) 報告義務違反を除く憲章違反行為と、報告義務違反が併存する場合

報告義務違反を除く憲章違反行為に対する謹慎期間(謹慎1か月)に、報告義務違反に対する謹慎期間(謹慎1か月)を加え、**謹慎期間2か月**とする。

以上